

インド人権報告書 2015 年版

概要

インドは多党制、連邦制議会民主主義国家であり、二院制議会を有する。大統領は選挙人団により選出され、国の長を務め、首相が政府の長を務める。憲法の下、29 の州と 7 つの連邦直轄領が高度な自治権を有し、また法と秩序の維持に一次的責任を担う。有権者は 2012 年にプラナム・ムカルジー (Pranab Mukherjee) を任期 5 年の大統領に選出し、そして 2014 年 5 月の総選挙におけるインド人民党 (Bharatiya Janata Party) 率いる国民民主同盟 (National Democratic Alliance) 連合の勝利に伴い、ナレンドラ・モディ (Narendra Modi) が首相に就任した。観測筋は、5 億 5,100 万名が参加したこれらの選挙を、散発的に暴力事件が発生したものの、自由かつ公正であったと捉えた。文民当局は治安部隊に対する効果的な統制を維持していた。

最も重大な人権問題は警察や治安部隊による虐待が関係し、例として超法規的殺害、拷問及び強姦が挙げられ、また汚職が依然として蔓延し、これが原因で、女性、児童及び指定されたカーストの人々又は部族に対する犯罪を含めた様々な犯罪への対応も効果が上がらず、そしてジェンダー、宗教的所属、カースト又は部族に基づく社会的暴力も相変わらず問題であった。

その他、人権問題の例として、失踪、刑務所における危険有害な状況、恣意的な逮捕及び拘留、そして長期間に及ぶ裁判前拘留も挙げられた。裁判所に未処理の事件が溜まっているため、長期間に及ぶ裁判前拘留を通じた例も含めた司法の遅延又は否定、そして適性手続の否定が生じた。プライバシー権侵害の例も複数あった。一部の州では法律により改宗が制限され、また逮捕の報告も複数あったが、これらの法律の下で有罪判決に至ったという報告はなかった。移動の自由に対する制限が多少続いていた。強姦、ドメスティック・バイオレンス、花嫁持参金絡みの死亡、名誉殺人、セクシャル・ハラスメント、そして女性差別も依然、深刻な社会問題であった。児童虐待、強制結婚及び早期結婚も問題であった。人身売買は、借金肩での児童及び成人の強制労働の蔓延や、売春目的での児童及び成人の性的人身売買を含め、深刻な問題であった。障害者や先住民族に対する社会的差別も相変わらずで、また性同一性、性的指向及び HIV 感染状態に基づく差別も相変わらずであった。

政府のあらゆるレベルでの不正行為についての説明責任の欠如が根強く続き、刑事免責の蔓延をもたらす要因であった。個別の事件の捜査及び訴追は行われたが、手ぬるい執行、熟練警察官の不足、そして裁判所制度の過剰負担と資源不足により、有罪判決が下される頻度が低い状況にあった。

ジャンムー・カシミール (Jammu and Kashmir) 州、北東部諸州、及び毛沢東主義者支配地域において、分離独立主義の反政府勢力やテロリストが深刻な虐待を働き、被害者には軍隊要員、警察官、政府当局者及び民間人が含まれた。反政府勢力は、誘拐、拷問、強姦、強要、そして児童兵士使用といった多数の事件の張本人であった。

第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的又は法に基づかない生命の剥奪

政府や政府の代理人が、犯罪容疑者や反政府勢力の超法規的殺害を含む、恣意的な、又は法に基づかない殺害を働いたという報告が複数あった。(2015) 年中、紛争管理研究所 (Institute for Conflict Management) という非営利団体が運営する南アジア・テロリズム・ポータル (South Asian Terrorism Portal) (SATP) は、テロ行為や反政府活動 (毛沢東主義過激派を除く) を背景とする死亡事件を報じ、被害者には民間人 181 名、治安部隊員 155 名、そしてテロリスト又は反政府勢力 386 名が含まれた。SATP によると、北東部諸州でテロリストから暴力を受けて死亡した人々の数が、2014 年の 268 名からさらに増え、(2015) 年中は 273 名であった。一方、ジャンムー・カシミール州ではテロリストの暴力による死亡者は 2014 年の 193 名から減り、174 名であった。

555 件の「遭遇殺害」が 2008 年から 2013 年にかけて全国にまたがって記録されていたが、この用語は犯罪容疑者又は反政府勢力に対する治安部隊及び警察による超法規的処刑を意味する。報告件数はウツタル・プラデシュ (Uttar Pradesh) 州 (138 件) が最も多く、続いてジャールカンド (Jharkhand) 州 (50 件)、マニプル (Manipur) 州 (41 件)、アッサム (Assam) 州 (33 件)、チャッティースガル (Chhattisgarh) 州 (29)、オリッサ (Odisha) 州 (27 件)、ジャンムー・カシミール州 (26)、タミル・ナドゥ (Tamil Nadu) 州 (23 件)、そしてマディヤ・プラデシュ (Madhya Pradesh) (20 件) であった。

内務省 (Ministry of Home Affairs) 及び複数の非政府機関 (NGO) の報告によると、治安部隊による超法規的殺害の報告件数が北東部の諸州で大幅に減少した。一部の NGO は、この減少に寄与した要因の例として、2013 年に治安部隊による超法規的殺害の調査を目的とする独立的委員会を最高裁判所が任命したことが挙げられると考えた。(2015 年) 4 月 7 日、紫檀の木 of 違法収穫を調査していたアンドラ・プラデシュ州特別調査委員会 (Andhra Pradesh Special Task Force) (APSTF) の武装警備員がアンドラ・プラデシュ州チットール (Chittoor) 県内で、密輸者と「遭遇」したとされる状況において、密輸業者 20 名を殺害した。APSTF の主張によると、警備員は密輸者から襲撃されかけ、自衛のために発砲した。複数の人権 NGO 及び

国家人権委員会（National Human Rights Commission）（NHRC）が、この事件に関する APSTF の説明に対する疑念を表明した。（2015 年）4 月 15 日、当局者は殺害された密輸者のうち 1 名の寡婦からの申し立てを基に、APSTF 要員を殺人及び誘拐の容疑で告訴した。アンドラ・プラデシュ州政府はこの殺害について、中央捜査局（Central Bureau of Investigation）（CBI）に捜査を委ねる旨の NHRC からの勧告を受け入れず、そしてハイデラバード（Hyderabad）管区高等裁判所の監督下で上級警察官が率いる特別捜査班（Special Investigation Team）を任命した。

（2015 年）4 月 7 日、警察は告発されたテロリスト、ビカルディン・アフメド（Viqaruddin Ahmed）とその仲間 4 名、アムジェド・アリ（Amjed Ali）、モハメド・ザケル（Mohammad Zaker）、モハメド・ハネーフ（Mohammad Haneef）、及びイスラール・カーン（Israr Khan）を、テランガナ（Telangana）州ナルゴンダ（Nalgonda）県内で、当局が刑務所からハイデラバード市内の裁判所へ警察のバスで輸送中に車内で殺害した。警察によると、警察官はこれらの囚人らが銃器を強奪しようとしたため、自衛のために発砲した。一部の人権団体の申し立てによると、警察がこれらの囚人を殺害したのは、（2015 年）4 月初旬に起こったテロ攻撃の際に警察官 4 名が殺害されたことに対する復讐のためであった。NHRC は告発されたテロリスト 5 名の死亡について、「目に余る不釣り合いな武力行使と完全な人権侵害」の一例であると評した。テランガナ州政府はこの事件を調査すべく、上級警察官が率いる特別捜査班を設置した。

（2015 年）5 月 31 日、アッサム・ライフルズ（Assam Rifles）という民兵組織の分遣隊が、部族活動家の M・ルイソティング・アイモル（M. Ruisoting Aimol）を、マニプル州で行われていたと報じられた抗議活動の際に射殺した。この事件は文民捜査対象とならなかったが、それは現在マニプル州で施行されている軍事特別権限法（Armed Forces Special Powers Act）（AFSPA）の規定の下、治安部隊は文民訴追の適用対象外であるからである。

（2015）年中、ムンバイ（Mumbai）市内の特別 CBI 裁判所において、2005 年 11 月にアーメダバード（Ahmedabad）近郊の幹線道路で偶然を装ったラージャスターン（Rajasthan）州及びグジャラート（Gujarat）州の合同テロリスト対策分隊によって殺害されたとされる、ソーラブディン・シャイフ（Sohrabuddin Sheikh）の「遭遇」死に関する裁判がまだ続いていた。2006 年に、グジャラート州警察はこの事件の重要証人であったトゥルシラム・プラジャパティ（Tulsiram Prajapati）も殺害されたとされる。（2015）年中、ムンバイ高等裁判所は、この事件における被告 7 名と警察当局者 7 名を相手取った告訴を棄却した。シャイフの兄（又は弟）は CBI 裁判所が下した無罪判決を不服としてムンバイ高等裁判所に抗弁を申し立てたが、（2015 年）11 月に取り下げ、その際、自分の生命が脅かされたことと、或る親しい人物の殺害を仄めかす脅迫を受けたと述べた。

囚人又は被拘留者が警察での拘留中に殺害された、又は死亡したという、拘留中死亡事件の報告は減少した。中央当局及び州当局による、警察官又は治安当局者を訴追しないという決定は、一部の事件では証拠の報告もあったにも関わらず、依然として問題であった。国家犯罪記録局 (National Crime Records Bureau) (NCRB) は 2014 年 (統計を入手可能であった最新年) 中、拘留中死亡事件を 93 件報告した。タミル・ナドゥ州ではメディアが 2014 年前半 6 か月間に 18 件の拘留中死亡を報じた。カルナタカ (Karnataka) 州では 2014 年に 38 件の拘留中死亡事件が報告された。

複数の市民自由活動家が、テランガナ州における拘留中死亡や、警察の拷問が原因とされる死亡に対する懸念を表明した。(2015 年) 3 月 21 日、日雇い労働者のシャイク・ヒデル (Shaik Hyder) がテランガナ州ニザマバード (Nizamabad) で警察に拘留中に死亡したが、申し立てによると、或る自転車盗難に関連する尋問のため拘留された後に受けた拷問が死因であった。警察は、ヒデルは壁を乗り越えて脱走を試みた際に死亡したのだと述べた。しかし、市民自由監視委員会 (Civil Liberties Monitoring Committee) は、ヒデルは警察による拷問で被った負傷が原因で死亡したのだと強く主張した。警察幹部は監察官 1 名と巡査 1 名を停職処分にしたが、この事件での逮捕者はいなかった。

(2015 年) 8 月 23 日、或る窃盗事件の容疑者であったナッカ・パドマ (Nakka Padma) が、ハイデラバード警察署で尋問を受けた後、病院で死亡した。被害者の近親者は彼女が警察の拷問が原因で死亡したと申し立てたが、警察は彼女が警察署で倒れたのだと主張した。市警察長官は、署長を含む職員 7 名を、女性を日没から翌朝の日の出まで警察に拘留することを禁ずる法律に違反したとの理由で停職処分にした。

(2015 年) 8 月 28 日、グジャラート州高等裁判所はアーメダバード警察犯罪捜査部 (Criminal Investigation Department) に対し、スウェタング・パテル (Swetang Patel) の拘留中死亡の捜査を命じた。アーメダバード警察はスウェタング・パテルを含む数名を、或るパテル・コミュニティ組織が企画した抗議活動との関連で暴力事件が発生した後、(2015 年) 8 月 25 日に拘留していた。アーメダバード警察は、スウェタング・パテルが警察での拘留中に負った負傷が原因で死亡した後、警察官 9 名を告訴した。

バングラデシュの NGO、オドヒカル (Odhikar) によると、(2015 年) 1 月から 11 月にかけて、国境警備隊 (Border Security Force) (BSF) 要員がバングラデシュ国境付近でバングラデシュ市民を 44 名殺害し、60 名を負傷させ、さらに 27 名を誘拐したとのことである。

(2015 年) 8 月 31 日、NHRC は中央政府に対し、2011 年に BSF がフェラニ・カトゥン (Felani Khatun) を殺害した事件の補償金として 500,000 ルピー (7,500 ドル) を支払うよう命じた。

中央政府は（2015年）5月、トリプラ（Tripura）州における AFSPA を廃止し、これは治安情勢が改善したという州政府による評価を受けてのことであった。同法はナガランド（Nagaland）州、マニプル州、アッサム州、及びミゾラム（Mizoram）州の一部地域でまだ有効で、また同法の修正版がジャンムー・カシミール州で有効であった。AFSPA の下では、中央政府が或る州又は連邦直轄領を「混乱区域」として宣言した場合、同法により治安部隊は致命的な武力を行使して「法と秩序の維持」に当たり、また「合理的疑惑が存在すると思しき」人物を逮捕理由を告げることなく逮捕する権限を与えられる。同法では AFSPA の下で諸地域において治安部隊が行った行為について、文民訴追を免除することも規定している。（2015）年中における AFSPA の下での治安部隊による執行措置又は人権侵害について、入手可能な公式記録はなかった。

AFSPA の廃止について、特に過去数年間にわたり反政府勢力による攻撃が激減したと活動家が報告した区域において、一般市民から多大な支持が寄せられた。

人権活動家のイロム・シャーミラ（Irom Sharmila）は、マニプル州での AFSPA 実施に抗議するハンガーストライキを開始した後、自殺未遂を犯罪と規定する法律に違反したとの理由で警察に 15 年間拘留されたままであった。シャーミラがストライキを始めたのは、連邦議会部隊が 2000 年 11 月に民間人 10 名を殺害した事件の後のことであった。県裁判所は、彼女が自殺を試みたことを検察側が立証できなかつたとの理由で、彼女の釈放を命じた。警察は 3 日後、シャーミラの釈放を命じた裁判所から棄却されたものと同じ刑事規則の下で彼女を再逮捕した。

（2015）年中、ザキア・ジャフリ（Zakia Jafri）は、2002 年にグジャラート州で起こった暴動における共謀又は職務放棄により告発された警察官、治安当局者及び他の上級州政府当局者を含む 63 名の訴追について、証拠不十分と認めた特別調査法廷の結論を不服としてグジャラート州高等裁判所に出した請願を棄却された件を上訴した。この訴訟手続はグジャラート州高等裁判所で継続中であつた。

ニューデリー（New Delhi）で 1984 年に起こった反シーク教徒殺害について、当局者に説明責任を負わせるための活動に進展があつた。デリー高等裁判所は、反シーク教徒による暴動の際に起こったスルタンपुर（Sultanpuri）での「遭遇」殺害への、議会指導者であるサジャン・クマール（Sajjan Kumar）に関係する事件の手続を、クマールの裁判に対する信頼の欠如に被害者の家族が言及したことを受け、或る裁判官から別の裁判官へ移管した。

組織化された反政府勢力やテロリストを含む、パンジャブ（Punjab）州、

ジャンムー・カシミール州など紛争区域、北東部諸州及び毛沢東主義者支配地域において、膨大な数の殺害や爆弾攻撃を行った（第 1 節 g 項参照）。毛沢東主義者はジャールカンド州とビハール（Bihar）州において、鉄道や通信塔など主要インフラ施設、そして治安部隊に対する攻撃を続けていた。

b 失踪

被拘留者について要求される逮捕報告書の提出を警察が怠った結果、未解決の失踪が数百件もあるという申し立てが複数あった。警察や政府当局者はこうした主張を否定した。中央政府の報告によると、州政府のスクリーニング担当委員会が被拘留者の状態について家族に情報提供しているとのことである。しかし、刑務所の守衛が時々、近親者の拘留を家族が確認しようとした際に賄賂を要求したという報告が複数あった。

政府部隊、議会部隊及び反政府勢力が原因と見られる失踪が、(2015) 年中、複数の紛争区域で発生した（第 1 節 g 項参照）。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰

法律では拷問を禁じているが、複数の NGO が（2015）年中に拷問が発生したと報告した。

警察が囚人を殴打し、拘留中死亡に至った事件も複数あった（第 1 節 a 項参照）。

法律では当局が強要自白を証拠として採用することを認めていないが、複数の NGO や市民が、当局は拷問を加えて自白を強要していると申し立てた。場合によっては、当局が死刑裁判において強要自白を証拠として提出した例もあった。申し立てによると、当局は拷問を、金銭を巻き上げる手段、或いは略式処罰としても用いていた。複数の人権専門家によると、政府は依然、廃止されたテロ行為・テロ活動・破壊活動防止法（Prevention of Terrorism Act and Terrorist and Disruptive Activities Act）の下で逮捕及び起訴された人々を裁判に掛けていた。廃止された同法の下、当局は警察官に対して為された自白を、法廷で許容され得る証拠として扱った。

報道機関の説明によると、（2015 年）1 月 18 日、警察は西ベンガル（West Bengal）州ビルバム県サットレ（Sattore）村で或る女性に拷問を加え、これは警察が捜索中であった彼女の甥に関する情報を提供しなかったためであった。コルカタ（Kolkata）高等裁判所はこの事件についてメディアが報じたことを受け、捜査を命じた。州政府は、捜査結果を待つ間、4 名の警察官を停職処分にした。

(2015年)6月、アジア人権委員会(Asian Human Rights Commission)は、カトニ(Katni)の某警察署で16歳の被害者1名が拷問を受けたという嫌疑の公表に対する報復が関係する、或る事件において、州、中央政府及び裁判所の当局者に介入を要請した。報道ネットワークは、コンピューター窃盗事件で他の2名と一緒に逮捕された16歳の容疑者から自白を引き出すために警察が武力を行使する様子を見せるという趣旨の、複数のビデオクリップを放映した。カトニ警察本部長は警察官2名を停職処分にし、そしてビデオクリップに映っていた3人目の警察官の役割を確かめるための調査を命じた。その結果、報道によると、警察はビデオ公開後に同僚が処罰を受けた後、16歳の少年の自宅に来て彼と家族を殴打し、彼の腕にヘロインを注射してヘロイン所持容疑で逮捕したという疑惑が持たれている。

(2015年)8月4日、ボンベイ(Bombay)高等裁判所ナグプル(Nagpur)法廷は、不法活動防止法(Unlawful Activities Prevention Act)(UAPA)の下で当局に逮捕され、2年近くにわたり拘留されていたジャワハルラール・ネルー(Jawaharlal Nehru)大学の学生、ヘム・ミシュラ(Hem Mishra)について、保釈を認めた。保釈後、ミシュラは警察から拷問を受けたと主張した。UAPAでは、反政府活動又はテロ行為が疑われる人物を、告訴しないまま当局が拘留することを認めている。2013年、アムネスティ・インターナショナル(Amnesty International)はミシュラを拷問から保護すること、及び迅速な審理の実施を、当局に懇願した。

警察が被拘留者を強姦したという報告が相次いだ。当局はNHRCに、警察官が関与した強姦事件の捜査権限を与えた。法律により、NHRCは軍隊及び民兵組織に関する情報を請求できるが、これら主体に関係する事件を捜査する権能はない。複数のNGOの主張によると、NHRCは警察での拘留中に発生した強姦事件の件数を過少評価していた。強姦被害者の中には、社会的汚名や報復の可能性を背景に、犯罪の通報を恐れる者もおり、これが監督体制や説明責任の欠如によって、特に犯人が警察官又は他の当局者であった場合、事態が複雑化した。警察官が強姦事件の登録を拒否したという報告が複数あった。

(2015年)4月、警察は29歳の女性1名及び一緒に居た男性1名を、ムンバイ市内のホテルで、売春容疑で拘留した。警察はこの女性に身体的暴行と性的暴行を働いたとされる。警察はその後、この女性及び知人に500,000ルピー(7,500ドル)の賄賂の支払を強要した後、釈放した。当局は警察職員3名と、他に4名を逮捕した。この事件は係争中であった。

(2015年)7月、報告によると、警察はウツタル・プラデシュ州バラバンキ(Barabanki)県において、40歳の或る女性が警察に拘留中の夫を釈放してもらうための賄賂の支払を拒否した後、この女性に性的暴行を働いた上、焼き殺した。警察の報告によると、この女性は夫の拘留に対する抗議として焼身自殺したとのことであった。当局者は警察を停職処分にした。

(2015年)8月6日、報告によると、監察官1名と巡査2名が、ウッタル・プラデシュ州デオバンドの某警察署で或る女性に銃を突き付けて脅し、強姦した。(2015年)8月6日、複数の警察官がこの女性の自宅を訪ね、彼女に対し、夫の逮捕との関連で警察署に来てもらう必要があると告げた。報告によると、警察はこの女性に、事件について誰にも話さないよう、さもないと夫に対する訴訟が増えることになるかと警告した。当局はこの事件の捜査を警察に命じたが、(2015)年末時点でまだ誰も逮捕されていなかった。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所は生命を脅かす状況にあった例が多く、国際標準を満たしていなかった。

物理的状況：刑務所は大抵、深刻な過密状態にあり、食料、医療、衛生、環境条件が不十分な例が多かった。飲用水はごくたまに利用できる程度であった。刑務所及び拘置施設は依然として資金、職員、インフラが不十分な状況であった。囚人は身体的虐待を受けた。

NCRB が作成した 2014 年版インド刑務所統計報告書 (Prison Statistics India 2014) によると、国内に 1,387 箇所の刑務所があり、認可収容定員は 356,561 名であった。実際の収監人口は 418,536 名であった。裁判待ちの人々は刑務所収監人口の 3 分の 2 超を占めていた。女性囚人数は 17,681 名で、総囚人数の約 4.2% であった一方、少年は 1% 未満であった。当局は男女別々に収容していた。法律では少年を更生施設に拘留するよう要求しているが、時々、当局は少年を刑務所に収容することがあり、特に農村部で多かった。当局は裁判前被拘留者を既決囚と一緒に拘留することが多かった。

NCRB によると、チャッティースガル州ダンテワダ (Dantewada) の某刑務所に収容された推定 600 名の囚人のうち、当局から有罪とされていたのはわずか 3 名であった。残りの囚人は裁判待ちの状態であったが、定員 150 名の刑務所に押し込まれていた。当局は、毛沢東主義者による暴力的反政府活動との繋がりを理由に告発された人々の大部分を拘留した。「民主的権利のための人民連合」(Peoples Union for Democratic Rights) の主張によると、当局は地元多数のアディバシ (Adivasi) 先住民に対する刑事告訴を、当人に知らせることなく提起した。被告人は裁判所に出廷しないと「逃亡者」と見なされ、その結果、警察による嫌がらせや逮捕令状の対象になりやすかった。NCRB の 2014 年版報告書によると、チャッティースガル州内の刑務所が定員の 261% の状態にあり、またデリーの刑務所は定員の 216.8% であった。

「市民の自由のための人民連合」(People's Union for Civil Liberties) によると、ビハール州、分岐前のアンドラ・プラデシュ州、そしてメガラヤ (Meghalaya) 州において、拘留中の人々

の 80% 余りが裁判待ちの状態であった。

(2015 年) 3 月 2 日、ハイデラバード管区高等裁判所はテランガナ州政府に対し、2014 年にチャーラパリ (Cherlapally) 中央刑務所で発生した、医療不足が原因とされる複数の囚人の死亡について捜査を命じた。同裁判所は、刑務所当局が適時な医療の提供を怠ったと裁判中に主張した M・サラウディン・アユブ (M. Salauddin Ayub) という囚人が届け出た請願への対応として、これらの命令を下した。アユブの申し立てによると、2014 年に 23 名の囚人が適時な医療を提供されなかったことが原因で死亡した。

運営：当局は囚人に面会する訪問者がある程度許可したが、一部の家族が、特にジャンムー・カシミール州を含む紛争区域において、拘留中の身内との面会を当局から拒否されたと述べた。拘置施設担当オンブズマンはいないが、当局は囚人が訴状を司法当局へ提出することを許可した。当局が代替的な量刑方法を使用することは希であった。

独立的監視：NHRC は (2015) 年中ずっと、人権侵害の申し立てを囚人から受け、調査したが、一部の活動家が示唆したところによると、囚人は刑務所の守衛又は当局者からの報復の恐れから、訴状を提出する例は多くなかった。

当局は囚人が申し立てを州及び国の人権委員会に登録することを許可したが、これらの委員会の権限が及ぶ範囲は、当局に苦情の是正を求める勧告に限られた。報告によると、政府当局者はしばしば、2012 年に最高裁判所が中央政府及び地方当局に対して出した、拘留中の暴力を監視するための警察署での定期検査の実施命令を遵守しなかった。

多数の州において、NHRC は州立刑務所の抜き打ち視察を実施したが、NHRC の管轄権は軍の拘置施設にまでは及ばない。NHRC の特別報告者 1 名が、当局が囚人全員に医療を提供しているかどうか検証すべく、複数の州立刑務所を視察した。報告者は (2015) 年中、刑務所を定期的に視察したが、報告書を一般市民又は報道機関に公表しなかった。

(2015) 年中、赤十字国際委員会 (International Committee of the Red Cross) はジャンムー・カシミール州内の刑務所の被拘留者と、当局が被拘留者をジャンムー・カシミール州から移送した複数の都市を訪問した。

国家女性委員会 (National Commission for Women) は女性の拘留状況を評価する目的で、複数の刑務所を訪問した。当局は、西ベンガル州で人身売買被害者の帰還に取り組むサンラープ (Sanlaap) という NGO に対し、外国人法 (Foreigners' Act) の下で拘留された不法移民を頻繁に訪問する機会を与えた。

d 恣意的な逮捕又は拘留

法律では恣意的な逮捕及び拘留を禁じているが、(2015)年中、いずれも発生した。警察は逮捕に関する司法機関による再検討を延期させる目的で、特別治安関連法も使用した。裁判前拘留は恣意的で長期間に及び、時には既決囚に科せられた量刑期間を超えることもあった。

複数の人権 NGO によると、一部の警察が強要による自白又は虚偽の自白を得る目的で、容疑者を拷問、虐待、そして恣意的に拘留した。場合によっては、報告によると、警察は逮捕を記録しないまま容疑者を拘留し、また一部の容疑者に十分な食料と水を与えなかった。

警察及び治安組織の役割

29 州及び 7 つの連邦直轄領が法と秩序の維持に一次的責任を負い、政策は中央政府が監督する。警察は州の管轄下に置かれる。内務省は民兵組織、国内諜報機関及び全国の警察業務の大部分を統制し、また州が編成する警察部隊の上級警察官向けの訓練を実施する。ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) によると、治安部隊による恣意的逮捕、拷問、そして自白強要が依然として日常茶飯事であった。警察部隊は相変わらず重労働、低賃金、そして政治的圧力に曝され、場合によってはこれらの要因が汚職に繋がった。当局は、治安部隊が人権侵害での告発に対して説明責任を負わされる事態を避けるべく、刑事訴訟法や AFSPA を含め、様々な法律を使用した。

法執行部隊及び治安部隊の実効性は、国内全域で大幅に差があった。あらゆるレベルの当局者が行為の責任を免れるという事例が複数あったが、治安当局者が違法行為の説明責任と問われる事例も複数あった。軍事法廷は、軍隊及び民兵組織による虐待事件を捜査した。当局は法執行官に対する訴訟の審理を、公開法廷で行った。当局は時々、何らかの犯罪で有罪となった当局者を異動させることもあった。

(2015 年) 3 月 25 日、報告によると、BSF 要員がインドとバングラデシュの国境沿いの西ベンガル州クーチ・ビハール (Cooch Behar) 県で、15 歳の少年 1 名を激しく殴打した。バングラ・マナバディカール・スラクシャ・マンチャ (Banglar Manabadhikar Suraksha Mancha) (MASUM) という人権団体が、被害者の家族からの訴状にクーチ・ビハール警察が対応しなかったため、BSF に対する訴状を NHCR に提出した。(2015) 年末時点で、NHRC の対応待ちの状態であった。

NHRC は、警察が容疑者を追跡又は逮捕する、或いは容疑者が逃亡を試みる過程で容疑者を

殺害したという事例全てについて、犯罪捜査部が捜査するよう勧告した。多数の州が、拘束力のないこの勧告に従わず、幹部の裁量権で内部的に再検討を行うという慣行を続けていた。

NHRC のガイドラインでは州政府に対し、警察の措置に起因する死亡事件を全て、48 時間以内に NHRC へ報告するよう求めているが、州政府はこのガイドラインを一貫して遵守したわけではない。NHRC は州政府に対してさらに、被害者への金銭的補償も要求したが、州政府はこの慣行も一貫して遵守したわけではない。当局は軍隊に対し、拘留中死亡を NHRC に報告するよう要求したわけでもなかった。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

恣意的な逮捕：刑事訴訟法では恣意的な逮捕又は拘留を禁じているが、報告によると、警察が相変わらず市民を恣意的に逮捕しているという事例もいくつかあった。警察が身分を明かさず、或いは逮捕令状なしに、人々を拘留尋問のために拘留したという報告が複数あった。

(2015 年) 9 月 30 日、マディヤ・プラデシュ州クワンドワ (Khwandwa) の地方裁判所が、不法活動防止法及びその他、禁止されたインド学生イスラム運動 (Students Islamic Movement of India) (SIMI) という組織への加入に関連する法律の下での容疑で 2011 年に逮捕された 14 名を無罪とした。(2015 年) 10 月、「民主的自由のための人民連合」と、ジャミア教職員団結連盟 (Jamia Teachers Solidarity Association) が、2001 年から 2012 年にかけて登録された、元 SIMI メンバーとその友人や仲間に対する 75 件の UAPA 事件における警察による虐待を申し立てた。人民連合と教職員連盟はこれらの事件における警察による虐待を申し立て、自分達は SIMI と何の繋がりもないと主張した。

裁判前の拘留：当局は、刑事告発に基づく被拘留者に対し、当人の罪状及び弁護士を雇う権利を速やかに告知しなければならない。刑法の下、治安判事は、被告人が起訴前に 90 日間以内の期間にわたり拘留されることを許可することができる。標準刑事訴訟手続の下、当局は 90 日間の拘留期間が過ぎたら被告人を保釈しなければならない。刑法では、警察が人々を尋問のために召喚することも認めているが、捜査目的での逮捕前拘留権限を警察に与えるわけではない。当局が容疑者を法律で認められた期限を過ぎても拘留し続けたという申し立てが複数あった。

容疑者が弁護士と面会する権利を警察が否定したという事件のほか、容疑者の会話を警察が不法に監視し、秘密保持権を侵害したという事件の報告も複数あった。憲法では当局に対し、「経済的障害又は他の障害」を抱える被告人に弁護士を無償で用意するよう義務付けているが、当局は必要性を体系的に評価するわけではない。法律により、当局は家族が被拘留者と

面会することを許可しなければならないが、これは必ずしも守られなかった。被拘留者の召喚は、予防的拘留法の下で当局が容疑者を拘留する場合を除き、24 時間以内に行われなければならない。州当局が予防的拘留法を行使する頻度はデリーで最も高く、他にもグジャラート州、マハラシュトラ (Maharashtra) 州、ウッタル・プラデシュ州、パンジャブ州及びカシミール州で頻度が高かった。複数の市民社会代表者の報告によると、当局は時々、抗議イベントの開催前に大規模な予防的逮捕を行った。

警察は個人を最長 30 日間、告訴しないまま拘留することができる。法律では、司法拘留中の被拘留者を当局が告訴しないまま最長 180 日間 (警察拘留の 30 日間を含む) 拘留することも認めている。UAPA では、反政府活動又はテロ行為に関連する事件において当局が人々を告訴しないまま拘留することを認めているが、外国人についての保釈規定はなく、また市民が拘留された場合に裁判所が保釈を否認することを認めている。法律では、武器又は爆発物の所持、或いは犯罪現場に残された指紋の証拠を検察側が提出することができれば、当局が犯罪の意図を実証するか否かを問わず、被告人は有罪であると想定している。報告によると、州政府は UAPA の下での正式告訴の前に、人々を保釈せず長期間にわたり拘留していたという例もあった。

(2015 年) 8 月 17 日、警察はアシヤ・アンドラビ (Asiya Andrabi) を UAPA の下で逮捕したが、理由は彼女がジャンムー・カシミール州スリナガル (Srinagar) の自宅で (2015 年) 8 月 14 日にパキスタン独立記念日を祝ってパキスタン国旗を掲揚したことであった。アンドラビは、禁止された分離独立主義者集団、ドクハタラン・エ・ミラット (Dukhataran-e-Millat) の長である。当局は裁判所からの保釈命令に基づき彼女を釈放したが、(2015 年) 9 月 18 日、牛 1 頭を屠殺した罪で再逮捕し、それはジャンムー・カシミール州が牛の屠殺を禁じていたためであった。当局は再び彼女を保釈したものの、(2015 年) 11 月 2 日、今度はナレンドラ・モディ首相が (2015 年) 11 月 7 日に予定していたスリナガルでの集会に反対する抗議活動を彼女が企画することを阻止する目的で、予防的拘留を口実に再逮捕した。その後、裁判所は彼女の保釈を認めた。

法律では一部の事件における予防的拘留を認めている。国家安全保障法 (National Security Act) では、国内のどこでも、ただしジャンムー・カシミール州を除き、治安上のリスクと見なされた人物を警察が最長 1 年間、告訴又は裁判を行わないまま拘留することも認めている。法律では国内治安上の理由による被拘留者を家族及び弁護士が訪問することを認め、また当局に対し、被拘留者に拘留理由を 5 日以内に、或いは例外的状況においては 10 日乃至 15 日以内に伝えるよう要求している。

公共安全法 (Public Safety Act) はジャンムー・カシミール州に限り適用されるが、同法では

州当局が人々を最長2年間、告訴又は司法機関による再検討を行うことなく拘留することを認めており、その間、家族の訪問は許可されない。当局は尋問中に被拘留者が弁護士と連絡を取ることを認めているが、申し立てによると、ジャンムー・カシミール州の警察は日常的に恣意的逮捕を行い、また被拘留者が弁護士と連絡を取ったり医療を受けたりすることを否認した。

ケララ (Kerala) 州コチ (Kochi) の人権法ネットワーク (Human Rights Law Network) (HRLN) の報告によると、ケララ中央刑務所に収容され、「裁判に適さない」と見なされた、精神障害を抱える一部の囚人が、裁判を10年乃至26年間も待っていた。このNGOによると、場合によっては囚人が潜在的量刑よりもはるかに長い期間、拘留されていた。2013年にHRLNは、これらの囚人の釈放を求める請願書をケララ高等裁判所に提出していた。同裁判所は、被告人が裁判を受けられるようにするための十分な医療処置を提供するよう、州政府に指示する命令を發布して対応した。この事件は(2015)年末時点でケララ高等裁判所にて係争中であった。

長期間の恣意的拘留は依然として重大な問題で、その背景には裁判所制度における過剰な負担と資源不足、そして法的保護措置の欠如があった。政府は、長期拘留の低減と刑務所の過密緩和に向け、「迅速審理 (fast track)」法廷を手段とする取り組みを継続し、これは審理期限を指定し、事件管理のための指示を与え、保釈の使用を奨励するという仕組みである。一部のNGOがこれらの法廷について、適正手続を維持せず、また保釈金を積む余裕のない被拘留者には拘留の維持を要求するものであるとして批判した。

e 公正な公判の否定

法律では司法の独立を規定しているが、司法機関の汚職が蔓延していた。

司法制度は依然、深刻な過剰負担の状態で、また現代的な事件管理システムを欠き、司法の遅延又は否定に繋がることが多い。司法公正省 (Ministry of Law and Justice) が保管していたデータを分析した或る報告によると、(2015年)8月1日時点で高等裁判所における裁判官の欠員率は34%であった。

(2015年)9月11日、最高裁判所は中央政府、マハラシュトラ州政府及び国家捜査局 (National Investigation Agency) (NIA) に対し、2008年にマレガオン (Malegaon) で起こった爆破テロ事件について公正な裁判を求める介入が複数の公共利益訴訟において要求されたことを受け、対応するよう求めた。これらの事件における特別検察官であったロヒニ・サリアン (Rohini Saliyan) は、宣誓供述書をボンベイ高等裁判所に提出し、その中で、訴追に際し彼女に「寛大

な措置」を要求した NIA 当局者を名指しした。サリアンは、報道機関から取材された際、数名の NIA 当局者が彼女に対し、この事件で逮捕されたイスラム教徒と対照的に、逮捕されたヒンドゥー教徒過激派メンバーを有利に取り計らうよう圧力を掛けてきたと申し立てた。

裁判手続

刑事訴訟法では公開裁判を規定しているが、公務上の秘密又は国家安全保障が関係する訴訟手続は例外である。被告人は UAPA の下で規定される条件に該当する場合を除き、推定無罪とされ、弁護士を選ぶことができる。州は弁護士を雇う余裕のない被告人に弁護士を無償で提供するが、適格な弁護士を選任する機会が状況的に限られることが多く、また司法制度における過剰負担が結果的に、訴訟が長期間にわたり遅れ、場合によっては処分が決まるまで 10 年以上も掛かるという事態を招いた。

法律では、大部分の民事事件及び刑事事件において、政府側の関連証拠を被告人が閲覧することを認めているが、政府は情報を開示しない権利を留保し、また慎重を期すべき事件であると判断した場合はその権利を行使した。被告人は、原告と対峙し、独自の証人及び証拠を提示する権利を有するが、適切な法定代理人が居ないためにこの権利を行使しないことも時々あった。被告人は証言しない権利、或いは有罪を自白しない権利を有する。裁判所は量刑を公表しなければならず、また司法制度のほとんどのレベルで効果的な上訴経路が設けられている。

政治犯及び政治的理由により勾留された者

政治犯及び政治的理由による被拘留者に関する報告が複数あった。複数の NGO の報告によると、ジャンムー・カシミール州政府は政治犯を拘留し、また 2005 年から 2014 年にかけて、公共安全法の下でテロリスト、反政府勢力及び分離独立主義者と判定された 690 名余りの人々を一時的に拘留した。

民主的権利保護協会 (Association for the Protection of Democratic Rights) によると、(2015 年) 8 月時点で、西ベンガル州に推定 100 名の政治犯が居たが、前年の 440 名と比べると減少していた。ほとんどの囚人が、政府から禁止された反政府グループに属していた。(2015 年) 4 月、ランガート (Ranghat) 県裁判所は、禁止されたインド共産党 (Communist Party of India) (毛沢東主義者) 組織との関連を疑われた 10 名の囚人を、10 年近くに及んだ収監を経て、無罪放免とした。同裁判所は、検察側が被告人の告訴に必要な証拠を立証し損ねたと認めた。

民事上の訴訟手続及び救済方法

個人、或いは個人又は団体を代表する NGO は、任意の高等裁判所へ、又は最高参事所へ直接、一般市民の負傷について司法上の補償を求めるための、公共利益訴訟を提起することができる。苦情の例として政府職員による公務違反、或いは憲法規定違反が挙げられる。複数の NGO が、汚職や不公平の嫌疑が関係する事件において市民社会団体に対する説明責任を政府当局者に負わせるための、公共利益訴訟を起こした。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的な干渉

法律では恣意的干渉を禁じている。政府は概してこの規定を尊重したが、時々、当局が市民のプライバシー権を侵害することもあった。法律では警察に対し、捜索や押収を実施する場合、令状を取得するよう要求しているが、令状取得が不当な遅延の原因となりそうな場合は例外である。警察は無令状捜索について、当該犯罪に対して管轄権を有する最寄りの治安判事に書面を提出して正当化しなければならない。ジャンムー・カシミール州、パンジャブ州及びマニプル州では、治安当局者が特別権限により、無令状で捜索及び逮捕を行うことができる。UAPA の下でのテロ事件の場合、警察は捜索及び押収作戦を実施する際の裁量権が拡大される。

情報技術 (IT) 法 (Information Technology (IT) Act) では、一定の状況下において、警察が無令状で施設の捜索及び人々の逮捕を行うことを認めている。同法では、政府からの要求に基づく情報提供を怠った者について 1 年間の処罰、また猥褻物を配信した者について 5 年間の処罰を規定している。

中央政府と州政府はいずれも、電信法 (Telegraph Act) による権限を行使して、公共緊急事態が発生した場合、或いは「公共の安全又は平穏を守るため」、電話での会話や個人の電子メールを含む通信を監視したが、その形で取得された証拠は概して、裁判所で認められなかった。UAPA では、テロ事件の場合、通信傍受から得られた証拠の使用を認めている。

2005 年チャッティースガル州特別公共安全法 (Chhattisgarh Special Public Security Act) (CSPSA) では、警察が最長 90 日間、訴状を提出しないまま、或る人物を拘留することを認めている。反対派は同法について、「法律の行政管理に障害をもたらす傾向のある」人物の拘留を認め、プライバシーと言論の自由を侵害する法律であると主張した。政府は CSPSA の下、2 名のジャーナリストを拘留し、ナクサライト (Naxalite) という反政府勢力による警察への致命的攻撃の共謀者として告発したが、一部の報道によると、当局はこれらのジャーナリストを、彼らの報道内容を理由に投獄した。2 名とも、(2015) 年末時点でまだ投獄されたままであった。

グジャラート州の反社会活動防止法（Prevention of Antisocial Activities Act）では、当局が逮捕後最長 90 日間経過してから訴状を提出することを認めているが、複数の NGO がこれを批判した。

g 国内の紛争での過剰な武力行使及び虐待行為

インドの軍隊、各州の治安部隊、そして民兵組織は、北東部諸州での反政府グループとの武力紛争、そして北部、中部及び東部での毛沢東主義反政府勢力との武力紛争に従軍したが、これらの紛争の激しさは大幅に低下した。陸軍と中央治安部隊は、北東部の紛争区域に駐留し続けていた。(2015 年)8 月、中央政府はナガランド民族社会主義評議会 (Nationalist Socialist Council of Nagaland) という反政府グループと平和協定を締結したと発表した。

あらゆる紛争当事者が武力を行使した結果、紛争参加者と民間人の双方に死亡者と負傷者が出た。政府治安部隊が、捕虜となった過激派の死亡を隠蔽するために、遭遇殺害の計画を含め、超法規的殺害を働いたという報告が複数あった。複数の人権団体の主張によると、警察は架空とされる「遭遇殺害」事件における遺体の公表を拒否した。当局は軍隊に対し、拘留中死亡を NHRC に報告するよう要求したわけでもなかった。

中央政府、州政府及び軍隊は苦情を調査し、そして政府軍が犯したいくつかの違反を処罰した。当局はテロ関連法制の下、複数の反政府活動家を逮捕し、裁判に掛けた。

国内紛争から発生した人権侵害に関する捜査及び訴追は、ほとんど行われなかった。複数の NGO の主張によると、AFSPA における刑事免責規定を背景に、当局は過去数年間にジャンムー・カシミール州で殺害された民間人の死亡について、軍隊に責任を負わせなかった。

報告によると、反政府勢力やテロリストが学校、道路及び鉄道を攻撃した。

殺害：SATP データベースによると、(2015) 年中、毛沢東主義者による暴力が原因で 251 名が殺害され、内訳は治安部隊員が 57 名、民間人が 93 名、毛沢東主義過激派が 101 名であったが、2014 年と比べると減少し、2014 年には暴力により 314 名が殺害され、内訳は治安部隊員が 87 名、民間人が 128 名、毛沢東主義反政府勢力が 99 名であった。SATP データベースによると、(2015) 年中、ジャンムー・カシミール州で 174 名が死亡し、内訳は治安部隊員が 41 名、民間人が 20 名、テロリストが 113 名であった。

毛沢東主義者の影響下にある県では、治安機関と反政府勢力の双方による虐待の報告が複数

あった。(2015年)5月3日、ナガランド民族社会主義評議会のカプラン (Khaplang) 派が、ミャンマーと国境を接するナガランド州モン (Mon) 県でアッサム・ライフルズのメンバー6名を殺害した。(2015年)3月、同グループは14年間続いた政府との停戦協定を破った。

(2015年)6月4日の報道によると、マニプル州で反政府グループが陸軍部隊を待ち伏せし、陸軍要員20名を殺害し、11名を負傷させた。マニプル州政府当局者の申し立てによると、反政府グループは自動兵器や携帯式ロケット弾を使用した。(2015年)6月9日、報告によると、インド陸軍特殊部隊はミャンマー領内の複数の場所で30名乃至70名の反政府グループを殺害した。

誘拐：複数の人権団体が、軍、民兵組織及び反政府勢力部隊がマニプル州、ジャールカンド州及び毛沢東主義者支配地域で多数の人々を誘拐したと主張した。複数の人権活動家が、囚人が拘留中に拷問又は殺害されたという複数の事例を申し立てた。

(2015年)4月1日、毛沢東主義反政府勢力が、或る民間鉱業会社の従業員5名のほか、複数の地元住民を、チャーガオン (Chargaon) とメタボドリ (Metabodli) の鉄鉱石鉱山から誘拐した。彼らは後に人質をチャッティースガル州カンカー (Kanker) 県で解放した。

身体的虐待、刑罰及び拷問：政府治安部隊が、拘留中の反政府活動家やテロリストとされる人々に拷問、強姦及び虐待を働いたり、デモ参加者を負傷させたりしたという報告が複数あった。あらゆる紛争当事者が民間人に危害を加えた。

(2015年)8月31日、マニプル州チュラチャンドプル (Churachandpur) 県において、ハマー (Hmar) 族とクキ (Kuki) 族出身の抗議者が、土地取得法制を巡り、この法制は州内の自分達の土地にアクセスすることを阻止することになると考えて起こした抗議活動の最中、複数のマニプル州政府当局者の自宅に放火した際、警察が8名を殺害した。警察は複数の放火容疑者を逮捕し、捜査は未決着であった。

児童兵士：報告によると、複数の反政府グループが児童を爆弾運搬役などの役割に就かせ、複数の政府機関を攻撃した。内務省の報告によると、複数の毛沢東主義者グループが6歳～12歳の少年少女を徴用し、ビハール州、ジャールカンド州、チャッティースガル州及びオリッサ州の特定の児童部隊 (バル・ダスタ (Bal Dasta) 及びバル・サンガム (Bal Sangham)) に送り込んだ。これらの毛沢東主義者グループは児童を戦闘や諜報活動に使用した。反政府勢力は児童をスパイや運び屋として訓練したほか、武器の使用、爆発物の埋設、そして諜報活動の訓練も行った。

国連は全ての申し立てを検証することはできなかったが、議会に提出された複数の報告書に、同様の申し立てが記載されていた。申し立てによると、毛沢東主義武装集団による児童徴用が続いていた。観測筋の報告によると、幼い例では12歳の児童が毛沢東主義者青年団や同盟民兵組織に加わっていた。報告によると、これらの児童が兵器や簡易爆発物を扱っていた。報告によると、毛沢東主義者グループは児童を本人の意志に反して拘留し、そして児童が逃亡しようとする、家族の殺害を含め、重大な報復が待っていると脅した。毛沢東主義者グループに少女が仕えているという報告も複数あった。政府は、毛沢東主義者グループに以前所属していた複数の女性の証言を基に、一部の毛沢東主義者キャンプにおいて、強姦や他の形態の虐待を含め、性的暴力が習慣化していると主張した。

政府の情報筋によると、毛沢東主義武装集団は治安部隊と対峙した際、児童を人間の盾として使用した。毛沢東主義者グループによる学校への攻撃は、影響を受けた区域での児童の通学に影響を及ぼし続けた。学校が軍の兵舎や基地として使われているという報告も相次いだ。学校付近での政府治安部隊の配備が、依然として懸念であった。武装集団がチャッティースガル州内の学校から児童を徴用しているという報告が複数あった。

他の紛争関連の虐待：(2015年)4月時点で、国内避難民監視センター (Internal Displacement Monitoring Center) の推定によると、国内での紛争や不安定な情勢により、616,140名が避難民となった。251,000名の国内避難民 (IDP) がジャンムー・カシミール州に、また113,000名のIDPがアッサム州北東部に居り、その大多数は2014年後半に起こったコミュニティ間暴力から逃げてきた人々であった。2014年に発生した紛争や暴力により、少なくとも3,428,000名が新たに避難民となり、その大部分はアッサム州西部でのコミュニティ間暴力から逃げてきた人々であった。

数万名ものカシミール人パンディット (ヒンドゥー教学者) が1990年以降、カシミール峡谷からジャンムー、デリー及び他の国内各地へと逃げてきたが、その理由は、分離独立派のイスラム教徒による、礼拝所の破壊、性的虐待及び財産盗難を含む、対立や暴力的威嚇であった。これらのカシミール人パンディットは、1990年にインド人の州に対する反政府活動が始まった後、カシミール州を離脱し始めた。内務省の2014-15年版報告書によると、政府は62,000世帯のカシミール人避難民を登録し、うち40,668世帯がジャンムー、19,338世帯がデリー、そして1,995世帯余りが他の州で暮らしていた。ジャンムー・カシミール州では、避難民となったカシミール人パンディットへ、月々の現金と食料支給から成る支援を提供したが、この集団の一部のメンバーが、支援は自分達の生計需要に対処していないと主張した。(2015年)5月3日、数千名のカシミール人パンディットと複数の国民会議 (National Conference) 議員が、この集団をカシミール州内の人里離れた居留地に相談もなしに再定住させるという、州政府の計画に抗議した。カシミール人パンディットはほとんどが、カシミール峡谷で同化

することを好んだ。

中部と東部では、部族の森林区域における土地や鉱物資源を巡る、毛沢東主義反政府勢力と政府治安部隊との武力衝突が続き、インドの 29 州中 20 州の 626 県のうち 182 県に影響を及ぼした。複数の人権活動家の申し立てによると、政府の作戦では毛沢東主義者グループの抑圧だけでなく、部族民を強制的に土地から追い出し、商業的搾取を可能にすることも目的であった。

複数の IDP キャンプの運営がチャッティースガル州で続けられ、これらは州が後援するサルワ・ジュドゥム (Salwa Judum) という民兵組織と毛沢東主義者グループとの間で 2005 年に起こった戦闘の際に避難民となった人々のためのキャンプであった。ノルウェー難民評議会 (Norwegian Refugee Council) と国連が運用している国内避難民監視センター (IDMC) が (2015 年) 4 月に公表したデータによると、チャッティースガル州に 50,000 名、テランガナ州のワランガル (Warangal) 県及びカマム (Khammam) 県に 13,820 名、さらに 6,240 名の IDP がアンドラ・プラデシュ州の東ゴダバリ (East Godavari) 県及び西ゴダバリ県で暮らしていた。村へ帰還した人数に関する報告には変動があった (第 2 節 d 項参照)。農地や森林の介入開発や、農村部から都市部への移住傾向を背景に、帰還は困難であった。

(2015) 年中、プランテーション労働法 (Plantation Labor Act) 違反を含め、茶農園労働者に対する企業の人権侵害に関する報告が、報道機関や学術機関から絶えず寄せられた。場合によっては、企業が法律により要求される医療を提供しなかったことに起因する暴力的ストライキも複数発生した。一部の労働者の申し立てによると、複数の労働者が、植物に薬品を散布した後中毒が原因で死亡した。他にも複数の報告が示唆するところ、労働者は清浄な水の入手に苦勞し、社宅区域にはむき出しの下水が無制御の状態であつて流れていた。茶産業は国内の民間部門で最大級の雇用主に数えられ、100 万名を超える常勤労働者と最大 200 万名の季節労働者に仕事を提供している。(2015) 年中、複数の NGO 及びメディアの報告によると、西ベンガル州内 3 箇所の、コルカタを拠点とするダンカン (Duncan) グループが所有する茶プランテーションで 66 件の餓死が発生し、申し立てによると、原因は同社によるプランテーション労働法違反であった。また複数の NGO が、アッサム州と西ベンガル州における、茶プランテーション所有者による顕著な児童労働と人身売買も報告した。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

憲法では言論及び表現の自由を規定しているが、報道の自由には明示的に言及していない。

政府は概してこれらの権利を尊重した。

言論及び表現の自由：人々は日常的に政府を公然と、或いは密かに批判したが、報復を受けることはなかった。しかし、一部の事例において、地方当局が、観測筋から見れば政治的見解の表明と判断し得るような、ヘイトスピーチを禁ずる法律の下で人々を逮捕した。(2015年)5月、タミル・ナドゥ州警察が地元の政治指導者、アブドゥル・ラヒム (Abdul Rahim) とアグラム・カーン (Akram Khan) の2名を、「宗教的反目の扇動を意図する」言論を理由に逮捕した。

報道の自由：独立系メディアは概して、制限されることなく多様な見解を表明した。法律では、宗教的感情を傷付けるおそれのある、或いは複数の集団間での反目を引き起こすおそれのある内容を禁じており、当局はこれらの法律を行使して、印刷メディア、放送メディア、そして書物の出版又は配布を制限した。

(2015年)1月9日、ラクナウ (Lucknow) を拠点とするウルドゥ語・ヒンディー語新聞、アワダナマ (Awadhnama) は、同紙のムンバイ版編集者であったシリン・ダルビ (Shirin Dalvi) が預言者モハメッドを描いたチャーリー・ヘブド (Charlie Hebdo) という漫画を表紙に掲載した後、彼女を解任した。(2015年)1月28日、ターネー (Thane) 警察はダルビを「悪質な意図」を持って「宗教的感情を憤慨させた」との理由で逮捕した。ダルビは漫画の転載について公の場で謝罪した一方、自身が「嫌がらせ」と表現した状況について抗議した。

(2015年)10月30日、ハリヤナ (Haryana) 州政府は教育部 (Education Department) の月刊誌編集者であったシクシャ・サーティ (Shiksha Saarthi) を、牛肉と子牛肉の栄養価に関する記事を掲載したとの理由で解任した。当局はこの雑誌を学校から回収し、そのオンライン版も教育部のウェブサイトから削除した。

政府は AM ラジオ局に対する独占を維持し、また FM ラジオ局については娯楽的内容と教育的内容に免許を制限した。幅広く配信される民間衛星テレビ放送は、政府所有のテレビ放送網であるドアダルシャン (Doordarshan) にとって競争相手となった。複数州の政府が一部の書籍の輸入又は販売を、その内容について政府の検閲官が扇動的であると見なした、或いはコミュニティ間の緊張又は宗教的緊張を助長するおそれがあるとの理由で禁止した。例えば、(2015年)4月16日、グジャラート州警察は、或る書籍の発売イベントの中止を命じ、そして著者のモフティ・アブドゥル・カイユム (Mufti Abdul Qayyum) に対し、アーメダバード州のアクシャルダム (Akshardham) 寺院で2002年に発生した攻撃への言及を慎むよう命じ、これは「法と秩序の問題の回避」が目的であった。「11年の獄中生活 (Gyarah Saal Salakhon Ke Peeche)」と題した自叙伝には、仕込まれた証拠に基づいて当局が彼をテロ行為容疑で有罪と

した後の彼に起こった出来事が記されている。

(2015年)8月、タミル・ナドゥ州政府はタミル語で書かれた2本の小説、クザンタイ・ロヤッパン (Kuzhanthai Royappan) の『Madurai Veeran Unmai Varalaru』とセンシル・クマール (Senthil Kumar) の『Venthar Kulathin Irruppidam Ethu』を禁止した。政府の主張によると、これらの書籍にはカースト問題に関する扇動的議論が記載されていた。

暴力と嫌がらせ：一部のジャーナリストやメディア関係者が、自身の報道を背景に暴力や嫌がらせを受けた。(2015年)6月19日、3名の襲撃者がマハラシュトラ州ワルダ (Wardha) 県でサンディーブ・コタリ (Sandeep Kothari) というジャーナリストを誘拐し、焼死させた。(2015年)6月21日、マディヤ・プラデシュ州警察は襲撃容疑者3名のうち2名を逮捕し、この2名が犯行を自白した。コタリは以前、後に自分を襲撃した人々が関係したとされる業務上の異常事態について、情報権利 (RTI) 法 (Right to Information (RTI) Act) の下で複数の訴状を提出し、情報を求めている。

(2015年)6月1日、申し立てによると、警察はフリージャーナリストのジャゲンドラ・シン (Jagendra Singh) の自宅に押し入り、彼にガソリンを浴びせて火を点け、後に彼は負傷が原因で死亡した。シンは以前、或る州政府閣僚を、違法な土地押収と違法鉱山業を行っていたとして告発する一連の記事を執筆していた。地元当局はこの州政府閣僚と警察官5名をウツタル・プラデシュ州で逮捕し、殺人罪で起訴した。申し立てによると、この閣僚の補佐役がシンの家族に金銭を渡して訴訟を取り下げてもらおうよう申し出たが、家族はそれを断った。ウツタル・プラデシュ州政府は被害者の家族へ補償金として300万ルピー (45,000ドル) を支払い、また報告によると、彼の息子達に就職先を紹介した。(2015)年末時点で、捜査は未決着であった。

検閲又は内容の制限：(2015年)6月19日、アンドラ・プラデシュ州の或る警察当局者が、ハイデラバードのTニュース (T News) とサクシTV (Sakshi TV) へ、ケーブル放送規制法 (Cable Regulation Act) に基づく通告を送達した。警察の説明によると、ナイドゥ (Naidu) 州首席大臣 (Chief Minister) が或る無所属の議員に対して物的補償を約束したという内容であったとされる録音テープの放送と再放送が、「様々な当事者間、さらには両州の人々の間にも、反目、憎悪、不信感を生じさせた」。アンドラ・プラデシュ州のジャーナリスト組合の申し立てによると、州政府はニュース・チャンネルであるNTVの放送を、この放送の後、3か月近くにわたり妨害した。

(2015年)8月17日、マドラス (Madras) 高等裁判所と中央映画認定委員会 (Central Board of Film Certification) の双方が、『Baahubali』という時代劇映画の制作者に対し、タミル・ナ

ドゥ州南部でこの映画を公開する際、軽蔑的なカースト用語を含む台詞を削除するよう要請した。

名誉毀損法：(2015年)7月、タミル・ナドゥ州政府は、首席大臣の健康状態に関する一般市民の思惑への対応として、刑法第500条の下での複数の名誉毀損刑事訴訟を起こした。州政府は、この件に関する2本の記事を掲載した或るニュース・ウェブサイトのほか、タミル語の隔週紙、ナクケーラン (*Nakkeeran*) を相手取って、苦情を申し立てた。報道によると、タミル・ナドゥ州政府は2011年に権力を握って以来、110件の名誉毀損訴訟を起こした。

国家安全保障：一部の事例において、政府当局は国の利益を保護する法律を引き合いに、報道内容を制限した。(2015年)8月8日、情報放送省 (Information and Broadcasting Ministry) は3つのニュース・チャンネル、即ちアージ・タク (Aaj Tak)、NDTV 及び ABP ニュース (ABP News) に対し、2008年にムンバイで発生したテロ攻撃の共謀者、ヤクブ・メモン (Yakub Memon) の処刑を取り上げた報道が、「司法と大統領に対する無礼」を示し、「反国家的態度」を喧伝するものであったとする通告を出した。

非政府の影響：(2015年)10月12日、シブ・セナ (Shiv Sena) という地域政党所属のカジヤナンド・パティル (Gajanand Patil)、ディネシュ・プラサド (Dinesh Prasad)、アショク・ワグマレ (Ashok Waghmare)、プラカシュ・hスベ (Prakash Husbe)、サマダーン・ジャダブ (Samadhan Jadhav) 及びベンカテシュ・ナイル (Venkatesh Nair) が、ニューデリーを拠点とするシンクタンクであるオブザーバー研究財団 (Observer Research Foundation) の理事長、スディーンドラ・クルカーニ (Sudheendra Kulkarni) に黒インクを浴びせた。この襲撃は、申し立てによると、同財団がクルシード・メハムード・カスリ (Khurshid Mahmud Kasuri) 元パキスタン外相にパネル・ディスカッションへの参加を招聘したことに対する抗議であった。警察はこのイベントを厳重に警備し、その結果、イベントは予定通りに進んだ。ムンバイ警察は6名の容疑者を逮捕したが、数時間後に保釈した。

インターネットの自由

政府による、インターネットへのアクセスに対する制限、インターネットへのアクセスの妨害、そしてオンライン・コンテンツの検閲が多少行われていた。さらに、政府が時々、チャットルームや個人間通信など、デジタルメディアの利用者を監視していたという報告も複数あった。IT法では政府がインターネットのサイトやコンテンツを阻止することを認めており、また政府が扇動的又は攻撃的と見なすメッセージの送信を犯罪に当たると規定している。中央政府と州政府はいずれも、コンピューター情報の阻止、傍受、監視又は解読について、指示を与える権限を有する。

(2015) 年中、最高裁判所は IT 法第 66A 条を無効としたが、同条は 2012 年から 2015 年にかけて、ソーシャル・メディア上で公表されたコンテンツを理由に数名が逮捕される結果をもたらしていた。最高裁判所は同法における、政府が一定のオンライン・コンテンツを阻止することを認める他の規定を支持した。同法第 69A 条の下、裁判所は政府の承認がなくてもコンテンツの阻止を命ずることができる。

(2015 年) 9 月 15 日、グジャラート州高等裁判所は、「確定的措置を求めるパティダール委員会運動」(Patidar Committee Campaign for Affirmative Action) というパテル・コミュニティ組織が企画した暴力的抗議活動の際、モバイル・インターネット・サービスを禁止することに決めた或る地方自治体の決定を支持した。グジャラート州の県行政当局及び警察当局は、(2015 年) 8 月 25 日から 6 日間、2G、3G 及び他のモバイル通信サービスを含むモバイル・インターネット・サービスを一時停止させた。(2015 年) 9 月 12 日、ナブサリ (Navsari) 県当局は、提案されていた集会に先立ち、予防的措置として 2 日間にわたり、インターネット・サービスを再び禁止した。

中央監視システム (CMS) は 2013 年に予備的運用が開始されたシステムであるが、引き続き、政府当局が対象者又は裁判官に伝達することなく、電子通信を実時間で監視することを可能にしていた。CMS は、政府が所有する電気通信技術開発センターであるテレマティクス開発センター (Center for Development of Telematics) によりインストールされた、大規模電子監視データ・マイニング・プログラムである。CMS により治安機関や所得税務当局者は、電気通信網に集中アクセスすることができ、また携帯電話、固定電話及び衛星電話での通話や、ボイス・オーバー・インターネット・プロトコルでの通信を傍受及び記録し、私的な電子メール及びモバイル・テキストを読み取り、個人の地理的所在地を実時間で追跡することができる。当局はそれを利用して、裁判所又は議会による監督がなくても、ソーシャル・メディア上で共有された投稿を監視したり、Google での使用者の検索履歴を追跡したりすることもできる。この監視施設は、諜報局 (Intelligence Bureau)、研究分析局 (Research and Analysis Wing) 及び内務省を含む 9 つの治安機関が利用することができる。(2015 年) 5 月、ミリンド・デオラ (Milind Deora) 元通信大臣は、包括的なプライバシー関連法がない状況にあって、このシステムは十分に説明責任を果たすものではなく、言論の自由を侵害するおそれがある、という懸念を表明した。

市民自由団体であるフリーダム・ハウス (Freedom House) は、(2015 年) 10 月、インターネット利用者の権利に関して、アクセス可能性、コンテンツに対する制限、そして個人の権利の侵害を含め、インドを「部分的に自由」であり、以前の格付けと比べると改善されていると格付けする報告書を公表した。同 NGO の報告によると、政府は接続性、アクセス制限に

関する事件、そして投稿内容を理由とするインターネット利用者に対する身体的攻撃について文書化された事件の件数を減らした。同報告書によると、2014年5月から(2015年)5月にかけて存在した主なインターネット規制に、政治的、社会的及び宗教的なコンテンツの阻止が含まれていた。同報告書では CMS を、インターネットの自由における潜在的懸念と称した。報道によると、国防研究開発機構 (Defense Research and Development Organization) は、ネットワーク・トラフィック分析プロジェクトという、Skype や Google Talk などのプログラム経由で渡される音声トラフィックの検出及び自動捕捉を目的に使用される秘密システムの開発を続けていた。

インターネット・コンテンツに関する政府規制では、「有害」なコンテンツや「侮辱的」コンテンツを含め多様な材料を禁じている。当局は禁止されたコンテンツを表示した検索エンジンに賠償責任を負わせることができる。当局はサイバー・カフェに対し、監視カメラの設置と、利用者のブラウジング活動記録を政府に提供することを要求している。

政府はインターネット企業に利用者データの提供を要請した。(2015年)前半を対象に Facebook が (2015年)8月に公表した透明性報告書によると、政府からの要請は2,794件であった。Facebook はこれらの要請のうち61%に対応した。Google も最新の透明性報告書の中で、利用者データの共有を求める政府からの要請が増えたと報告した。

業界の複数の専門家によると、国民の約10%がインターネットにアクセスできる環境にあった。

学問の自由と文化的行事

希な例ではあるが、政府は訪問する専門家や学者の移動と活動に制限を加えた。人材開発省 (Ministry of Human Resources Development) が発行した学術ガイドラインでは、全ての国立大学に対し、セミナー、会議、研究会、客員講義及び研究を含め、「あらゆる形態の外国との協力及び他の学術交流活動」を企画する場合、事前に同省から許可を得るよう要求している。ほとんどの場合、同省は国際学術交流の実施を許可した。

複数の学識経験者や NGO の申し立てによると、資格を有する学識経験者の辞任、或いは当局が学識経験者を上位の職位から解任し、現政権の政党に所属する候補者を後任に据えるというパターンがあった。

(2015年)3月、デリーの或る裁判所が、「インドの娘 (India's Daughter)」というドキュメンタリー映画の放送禁止を支持し、この映画の一部が「女性に対する暴力を奨励及び扇動す

ると見られる」という裁定を下した。

プネ (Pune) を拠点とするアンジャネヤ・サテ・グループ (Anjaneya Sathe Group) は、民族主義政党、シブ・セナからの脅迫を理由に、(2015 年) 4 月 25 日に予定していたパキスタン人歌手、アティフ・アスラム (Atif Aslam) のコンサートを中止した。(2015 年) 10 月 9 日、パナシュ・メディア (Panache Media) も同様に、シブ・セナから受けたとされる脅迫の後、ムンバイとプネで予定されていたパキスタン人歌手、グラム・アリ (Ghulam Ali) のコンサートを中止した。

(2015 年) 10 月 11 日、報告によると、シブ・セナの複数の活動家が、インド人とパキスタン人の混成楽団であるメカール・ハサン (Mekaal Hasan) のアフメダバードでの上演を取り止めるよう、主催者に強制した。

b 平和的集会及び結社の自由

法律では集会及び結社の自由を規定しており、政府は概してこれらの権利を尊重した。

集会の自由

法律では集会の自由を規定している。当局はしばしば、行進やデモの際に事前の許可と通知を要求し、また地方自治体は概して、平和的抗議活動を行う権利を尊重したが、例外的にジャンムー・カシミール州では州政府が時々、分離独立派政党の公開集会の許可を拒否し、また治安部隊は時々、報告によると、平和的抗議活動に参加した政治団体のメンバーを拘留したり暴行を加えたりした (第 1 節 g 項参照)。ジャンムー・カシミール州で市民暴動が発生した際、当局は刑事訴訟法を行使して公共集会を禁じ、これに応じなければ逮捕した。

治安部隊は、地元警察を含め、デモを妨害したり、抗議者を分散させようとする際に過剰な武力を行使することが多かった。「市民の自由のための人民連合」はオリッサ州スンデルガーフ (Sundergarh) 県の警察を、(2015 年) 1 月 20 日に行われた抗議活動の参加者を分散させる目的で過剰な武力を行使したとの理由で非難した。同連合の報告によると、12 の警察大隊が約 500 名の抗議者を包囲し、申し立てによると抗議者を地面に押し付け、警棒で殴打し、そして一部の女性に強姦を仄めかして脅迫した。抗議者は警察を、人種差別用語を使い、部族民を言葉で虐待したとして非難した。報告によると、複数の抗議者が重傷を負った。

国際会議の開催に対する制限がいくつかあった。当局は複数の NGO に対し、国際会議を開催する場合は内務省から承認を得るよう要求した。当局は通常、許可を出したが、場合によ

っては承認プロセスが長期間に及ぶこともあった。複数の人権団体の主張によると、この慣行は、NGO の仕事に対する暗黙の政治的支配を政府にもたらし、NGO における集会及び結社の自由を制限した。

結社の自由

法律では結社の自由を規定している。政府は概してこの権利を尊重した。しかし、場合によっては当局が、外国からの資金による会議の開催について、内務省及び他の政府機関から承認を得るよう要求することもあった。

複数の NGO が引き続き、外国人寄付規制法 (Foreign Contributions Regulation Act) における、外国からの資金による NGO が「政治的性質」を帯びた活動に従事することを禁ずる規定や、また政治団体や放送事業者が外国からの寄付を受け入れることを禁ずる規定に対する懸念を表明した。一部の NGO が、特定の政府政策を批判する市民社会団体を威嚇する、或いは仕事を抑止する目的での、政治的動機による同法の執行の潜在性に対する懸念を表明した。一部の多国籍企業や国内企業も、場合によっては同法により、政府から義務付けられた企業の社会的責任を果たすことが困難となり、それは長期間に及ぶ複雑な登録手続が原因であると述べた。

報告によると、政府はグリーンピース (Greenpeace)、コード・エイド (Cord Aid)、アムネスティ (Amnesty) 及びアクション・エイド (Action Aid) を含む 14 の国際 NGO を「事前承認」リストに挙げ、外国との財務取引について内務省から承認を得ることを義務付けた。グリーンピースは、免許停止に関して同省と係争中の訴訟に関わっており、そして取り消された免許について、より持続可能性の高い開発の促進を望んでいた批判筋を抑え込むことが狙いであったと主張した。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (International Religious Freedom Report)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

法律では国内移動、海外渡航、移住及び帰還の自由を規定している。政府は概してこれらの権利を尊重した。(2015 年) 8 月、インドとバングラデシュとの間で交わされた歴史的な土地

境界協定の実施により、以前は無国籍住民であった50,000名余りの人々に公民権が与えられ、教育や保健サービスを利用できるようになった。

政府は概して、一部の IDP、難民、帰還難民、亡命希望者、無国籍者及び他の関心対象者への保護と支援の提供に際し、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及び他の人道支援団体と協力した。政府は概して、非隣接国からの亡命希望者及び難民に限り、UNHCR が支援することを認めた。インドは多数の難民を受け入れ、これに150,000名のチベット人難民、有名などころではダライ・ラマ（Dalai Lama）が含まれる。

国内移動：中央政府はアルナカル・プラデシュ（Arunachal Pradesh）州、ナガランド州、ミゾラム州、マニプル州、及びジャンムー・カシミール州の一部への外国人の移動制限を緩和したが、パキスタン、中国及びミャンマーから来た外国人は対象外であった。内務省と州政府はインド人市民に対し、特定の制限区域へ移動する場合は到着時に特別許可を取得するよう要求した。

治安部隊はしばしば、カシミール峡谷内の複数区域で、またニューデリーでの公共行事開催前、或いは大規模なテロ攻撃発生後、車両検問所で旅行者の搜索や尋問を行った。

海外渡航：政府は、パスポート申請者が「国家の主権と品位を損ねる」活動に国外で関与した場合、交付を合法的に拒否することができる。

ジャンムー・カシミール州出身の市民は、パスポートの交付又は更新の大幅な遅れに直面し、時には2年も待たされることもあった。報告によると、政府はジャンムー・カシミール州出身の申請者について、同州に配属された軍士官の子どもも含め、パスポート交付前に付加的な精査と警察による審査を受けさせた。

（2015年）1月、政府はグリーンピース活動家のプリヤ・ピライ（Priya Pillai）をロンドン行き航空機から退去させたが、彼女はマディヤ・プラデシュ州のマハン（Mahan）という石炭産地の先住民と取り組んだ仕事について、印英全党議会グループ（Indo-British All-Party Parliamentary Group）向けに演説する予定であった。法廷での聴聞の際、政府は、彼女が「反国家的活動」に関与しており、これが国外でのインドの負のイメージを生み出し、国外投資に影響を及ぼすことになる」と主張した。（2015年）3月、最高裁判所はピライを支持する裁定を下し、彼女の自由な移動を認めるよう政府に命じた。

国内避難民 (IDPs)

当局は全国津々浦々に、ジャンムー・カシミール州、毛沢東主義者支配地域、北東部諸州（第1節 g 項参照）及びグジャラート州での内戦によって故郷を追われた人々を含む、IDP の定住地を設けた。(2015 年)4 月からの IDMC 統計によると、長年続いた地域紛争により、221,090 名のカシミール人ヒンドゥー教徒を含む少なくとも 616,140 名の人々が、反政府勢力によって故郷を追われた。紛争又は暴力によって避難民となった人々の数の正確な推定は困難で、それは避難民の動きの監視を担当する中央政府機関がなかった上、人道支援機関や人権機関がキャンプや被災地域にアクセスする機会が限られていたためである。当局や IDP キャンプ住民を登録した一方、キャンプ外で暮らす避難民の数は不明であった。多数の IDP が食料、浄水、避難所、そして医療を十分に与えられなかった（第1節 g 項に記載の IDP に関する付加的報告を参照のこと）。

毛沢東主義者に対する民兵組織の作戦により、チャッティースガル州のダンダカラニヤ（Dandakaranya）森で暮らすグッティ・コヤ（Gutti Koya）部族が移転を余儀なくされ、近隣のテランガナ州のカمام県やワランガル県に移住した。アンドラ・プラデシュ州を分割して新たにテランガナ州が創設された後、州政府はグッティ・コヤ部族の集落があったカمام県の一部をアンドラ・プラデシュ州に移管した。カمام県でグッティ・コヤ部族と一緒に活動していた或る活動家によると、推定 16,000 名の部族民がアンドラ・プラデシュ州とテランガナ州に落ち着いた。地元当局者は国家農村雇用保証法（National Rural Employment Guarantee Act）の下で食料と仕事を、また教育権利プログラム（Right to Education Program）の下でグッティ・コヤ避難民の子どもに教育を、そして医療を提供するための、いくつかのイニシアティブを請け負った。

(2015 年)1 月 27 日、人権フォーラム（Human Rights Forum）は、テランガナ州の複数の森林当局者が、ハイデラバード管区高等裁判所から停止命令が出されていたにも関わらず、カمام県メデパリ（Medepalli）村に押し入り、グッティ・コヤ部族の山小屋 30 棟を破壊したと報告した。同 NGO の主張によると、政府は部族民が 15 年近くにわたり住んでいた土地の所有権を部族民に与えなかった。

「インド国内避難民調査 (Study on Internally Displaced Persons of India)」という報告書の中で、社会司法センター（Center for Social Justice）は、3,964 世帯のイスラム教徒国内避難民がグジャラート州内の 86 箇所の集落で暮らしていると報告した。同調査の主張によると、これらの IDP の 30% が政府から支援を受けず、また残りの人々についても、中央政府から指示があったにも関わらず、州政府は十分に補償しなかった。州政府は登録済み IDP への社会福祉給付金の支給を拒否したという報告が複数あった。報告によると、キャンプは飲用水、電力、衛生、医療及び教育など、基本的な恩恵を欠く例が時々あった。

1984年の反シーク教徒暴動や他のコミュニティ間暴力事件の際に殺害された被害者の家族で避難民となった人々は、経済的生計の維持に苦しんでいた。観測筋は一般的に、ニューデリー近郊のティラク・ビハール (Tilak Vihar) という、1984年の被害者が大半を占める地域を、「寡婦居留地 (Widows Colony)」と呼んだ。

チャッティースガル州での反政府活動が原因で避難民となった先住民の数の推定にはばらつきがあった。IDMCの推定によると、IDPの数はチャッティースガル州で50,000名、テランガナ州で13,820名、そしてアンドラ・プラデシュ州で6,240名であった。報告によると、チャッティースガル州政府はアンドラ・プラデシュ州のキャンプで暮らすIDPをチャッティースガル州住民と認めず、また報告によると、アンドラ・プラデシュ州政府はIDPに支援をほとんど提供しなかった。IDPの帰還は困難で、その背景にはアディバシ森林地での開発プロジェクトや、農村部から都市部への移住傾向があった。

チャッティースガル州南部、特にダンテワダで暮らすIDPは、政府のサービスをほとんど受けなかった。IDPは時々、食料、飲用水、医療及び教育施設を利用できないこともあった。社会司法センターの「インド国内避難民調査」によると、IDPは仮設避難所で暮らし、治安機関から虐待を受けた。また

国の政策又は法制では、武力紛争或いは民族間又はコミュニティ間の暴力に起因する国内避難民の問題に対処していなかった。IDPの福祉に対する責任は概して州政府と地元当局が担い、これがサービス格差や不十分な説明責任の要因であった。中央政府がIDPに提供する支援は限定的であった。IDPはNGOや人権団体にアクセスすることはできたが、アクセスも支援も、全てのIDP或いはあらゆる状況に当てはまるわけではなかった。

難民の保護

1946年外国人法には「難民」という用語が盛り込まれておらず、難民は他の外国人と同じ扱いである。インド国内での不法滞在は刑事犯罪である。関連書類を持たない難民は強制送還されやすく、また報告によると虐待の被害者になりやすい。政府は概して、難民が強制退去されないよう、或いは人種、宗教、国籍、特定の社会集団への所属又は政治的意見を理由に身の安全又は自由を脅かされる事態に直面することになる国々へ難民が送還されないよう、保護を提供した。

庇護へのアクセス：法的枠組が存在しない状況にあって、政府は時々、国際法に従い、人道主義的見地から見た状況に応じて庇護を認めた。このアプローチの結果、難民集団に対する保護基準に変動が生じた。政府はチベットやスリランカからの難民を認定し、また他の国々

から来た人々については、難民地位判定に関する UNHCR の決定を尊重した。2013 年には 272,000 名余りの難民がインドで暮らし、うち 150,000 名のチベット人、68,000 名余りのスリランカ人が 112 箇所の難民キャンプで暮らし、32,000 名がキャンプ外で暮らしていた。ニューデリーの UNHCR 事務所に登録された 3,811 名の亡命希望者と 22,079 名の難民が、ミャンマー及びアフガニスタンから来た人々であった。UNHCR とそのパートナーによると、少数の都市難民及び亡命希望者が、プネやハイデラバードなどの都市で暮らしていた。複数の NGO の報告によると、さらに 80,000 名乃至 100,000 名のチン族ミャンマー人難民がミゾラム地域で暮らしていた。

UNHCR はインドに公式駐在していたわけではないが、政府は UNHCR 職員が都心部の難民と面会することを許可し、またタミル・ナドゥ州でスリランカ人難民の帰還支援業務を行うことを認めた。当局は UNHCR がスリランカ人難民キャンプ、チベット人集落、或いはミゾラム地域の亡命希望者に直接アクセスすることを許可しなかったが、亡命希望者がミゾラムからニューデリーへ移動して UNHCR 当局者と面会することは許可した。政府は概して NGO、国際人道支援団体、及び外国政府がスリランカ人難民キャンプ及びチベット人集落にアクセスすることを許可したが、ミゾラム地域での亡命希望者との面会は拒否した。2013 年、UNHCR はニューデリー在住のミャンマー人 13,728 名に難民地位を認定し、支援を提供したが、北東部諸州で暮らすチン族との面会は認められなかった。UNHCR の推定によると、ミャンマーからニューデリーにきたロヒンギャ族とチン族の登録者数はそれぞれ 6,870 名と 6,855 名で、他にも推定で数万名の難民が未登録のままであった。

スリランカ内戦終結後、政府はスリランカ人を難民として登録しなくなった。地元警察はキャンプ外で暮らす 32,000 名近くのスリランカ人難民を登録したが、当局はこれらの人々を難民として認定しなかった。タミル・ナドゥ州政府はスリランカ人難民が自発的に帰国するための出国許可を出すことにより、UNHCR を支援した。スリランカでの政権交代によって帰国者が増え、また UNHCR によると、(2015 年) 1 月から 9 月にかけて 386 名が自発的に帰国した。同じ期間中、700 名余りが帰還申請を届け出、前年に帰還を申請した難民 396 名から大幅な増加となった。UNHCR はさらに、単一家族と対照的に、複数世帯と一緒に帰還する例が増えたとも指摘した。

難民に対する虐待：ドメスティック・バイオレンス、性的虐待、そして早期結婚が依然として問題であった。性別に基づく暴力や性的虐待は、スリランカ人向けキャンプで日常茶飯事であった。多数の都市部難民が非公式部門で働くか、或いは露天商などの職業に従事し、警察からの強要、賃金不払い、そして搾取に苦しめられていた。

雇用：正式な就労許可を取得できない状況にあって、ほとんどの難民が概して非公式部門で

働いていた。

基本的サービスの利用：インド政府は概して認定された難民や亡命希望者が住宅、初等・中等教育、医療及び裁判所を利用することを認めたが、州や集団によって利用状況に差があった。2012年、政府は UNHCR に登録された難民及び亡命希望者が、就労許可や高等教育へのアクセスが期待される長期査証を申請することを許可し始めた。

ミゾラム州在住の 80,000 乃至 100,000 名のチン族ミャンマー人は概して、住宅、教育及び保健のサービスは十分であると報告した。大部分のチン族難民は法的地位がなく、合法的に働くことができないため、基本的ニーズを満たすことができないことが多く、また依然として虐待、差別、嫌がらせを受けやすい状況であった。

(2015) 年中、ハリヤナ州でロヒンギャ族難民と一緒に活動している複数の NGO が、州発行の身分証明書を持たないロヒンギャ族の児童は公立学校への入学が困難であると訴えた。地元の学校当局者は、難民児童は全員、州発行の身分証明書があれば歓迎されると主張した。

政府は、ロヒンギャ族へ長期査証を交付する旨の 2012 年の内務省指令を十分に履行しなかった。この査証があれば、難民は、教育サービス、保健サービス及び銀行口座に加え、正式な雇用へのアクセスも可能となる。

無国籍者

法律により、市民権は親から与えられ、国内での出生が自動的に市民権に結びつくわけではない。1950 年 1 月 26 日以降、ただし 1987 年 7 月 1 日より前にインドで生まれた人は誰でも、出生によりインドの市民権を取得した。1987 年 7 月 1 日以降にインドで生まれた子どもは、出生時点で片方の親がインド市民であれば、市民権を取得した。当局は 2004 年 12 月 3 日以降にインドで生まれた人々について、出生時点で少なくとも片方の親が市民であり、かつもう片方の親が国内に不法滞在している者でなければ、市民であると見なした。当局は 1992 年 12 月 10 日以降に国外で生まれた人々について、出生時点で片方の親が市民であれば、市民であると見なしたが、2004 年 12 月 3 日より後に国外で生まれた子どもについては、出生後 1 年以内にインド領事館に登録された者を除き、市民と見なさなかった。当局は、特定の分類に該当する登録を通じ、また国内に 12 年間居住後の帰化を通じ、市民権を付与することもできた。報告によると、チベット人が時々、法的要件を満たしているにも関わらず、市民権の取得に苦勞することがあった。

UNHCR 及び複数の NGO によると、インドは多数の無国籍住民を抱えていたが、その数につ

いて信頼できる推定はなかった。無国籍住民には、数十年前に現バングラデシュからインドに入国していたチャクマ (Chakma) 族及びハジョン (Hajong) 族や、1947 年のインドとパキスタンの亜大陸分断の影響を受けた人々が含まれた。

約 70,000 名の無国籍のチャクマ族バングラデシュ人が、アルナカル・プラデシュ州で暮らしていた。(2015 年) 9 月 20 日、最高裁判所は中央政府とアルナカル・プラデシュ州政府に対し、同州で 50 年近く在住しているチャクマ族及びハジョン族の市民権を考慮するよう命じた。1960 年代前半、チャクマ族とハジョン族の仏教徒が旧東パキスタン (現バングラデシュ) から、迫害を逃れてインドに来て、約 15,000 名がアルナカル・プラデシュ州チャングラン (Changlang) 県に落ち着いた。

ミゾラム州政府は、トリプラ州の 6 箇所のキャンプで暮らすブルー (Bru) 族 IDP の帰還の許容を、帰還者のために用意できる土地と資金の不足を理由に拒否した。複数のブルー族指導者の主張によると、キャンプには 30,000 名のミゾラム人住民が居り、これは国内最大の IDP 集団の 1 つであった。

スリランカ難民キャンプで生まれた子どもはインドの出生証明書を授与された。インドの出生証明書だけでは難民がインドの市民権取得要件を満たさないが、難民はインドの出生証明書をスリランカ高等弁務団に提示して、スリランカ市民としての登録手続を開始することができる。難民キャンプで生まれたスリランカ人難民の子ども 27,000 名のうち、約 16,000 名がこれまでに、チェンナイ (Chennai) のスリランカ高等弁務団に出生証明書を提出した。

UNHCR 及び複数の難民擁護団体の推定によると、タミル・ナドゥ州で暮らすスリランカ系タミル人難民約 100,000 名のうち 25,000 名乃至 28,000 名が、「ヒル・カントリー」と呼ばれるタミル人であった。スリランカの法律では「ヒル・カントリー」難民が宣誓供述書の提出によりスリランカの市民権を取得することを認めているが、UNHCR は、スリランカ政府が書類を処理するまで、当局はそうした難民を潜在的に無国籍と見なす可能性があると考えた。

第 3 節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法では市民に、普遍的かつ平等な参政権に基づく自由かつ公正な定期的選挙を通じて政権を選ぶ能力を与え、市民はその権利を行使した。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：インド選挙委員会 (Election Commission of India) は、国内全域での中央

レベル及び州レベルでのあらゆる選挙の管理を担当する、憲法で定められた機関である。複数の国際機関が、(2015年)2月にデリーで行われた州議会選挙期間中、同委員会による監督は公正かつ効果的であったと報告した。

西ベンガル州選挙委員会 (SEC) は、与党トリナムール会議 (Trinamool Congress) が働いた不正を巡り、(2015年)10月3日に行われた地方自治体選挙の結果の公表を延期した。いくつかの地方自治体で散発的な暴力や不正操作未遂が目撃された。野党は、共産主義者率いる左派戦線 (Left Front) やバラティヤ・ジャナタ党 (Bharatiya Janata Party) (BJP) を含め、抗議し、SEC に上申した。SEC は複数の県で再投票を命じた。

グジャラート州選挙委員会は、6つの地方自治体、230郡 (タルク) の5人会議及び31県の5人会議の地方選挙を、カースト差別の懸念を巡り、3か月間延期した。同州は最終的に、(2015年)11月22日と29日に地方選挙を実施した。州内の反対派は州の選挙改革に対する異議申し立てを裁判所に提出した。(2015)年末時点で、最高裁判所の判断待ちであった。

当局はビハール州での選挙を、一部の県における毛沢東主義者の存在をよそに、(2015年)10月から11月にかけて5段階に分けて、総じて平和的に実施した。不正操作又は他の選挙絡みの問題に関する苦情の報告はなかった。

政党及び政治的な参加: 憲法では18歳以上の全ての市民に普遍的投票権を与えている。政党結成に対する制限、或いは任意のコミュニティに属する個人が選挙プロセスに参加することへの制限もなかった。選挙法では政府の資源を政治運動に使用することを禁じており、選挙委員会は同法を効果的に執行した。選挙委員会のガイドラインでは、選挙前48時間以内の世論調査を禁じており、また (多段階選挙における) 最終段階完了までは出口調査結果を公表してはならない。

女性及びマイノリティーの参加: 法律では地方議会の議席の3分の1を女性に用意している。宗教的、文化的及び伝統的な習慣や考え方が、女性が政治的役職に釣り合いの取れた形で参加することを妨げた。とは言え、女性は大臣、国会議員及び州主席大臣などの役職を含め、多数の上位政治職に就いた。

(2015年)9月4日、最高裁判所は、地方市民機関における女性の定足数を33%から50%に増やすことを盛り込んだ、改正グジャラート州法を支持した。

憲法では、歴史的に隅に追いやられてきた人々の保護と、国会下院での議席を用意するため、各州は州内での人口に比例する指定カースト (SC) 及び指定部族 (ST) の議席を用意しなけ

ればならないと規定している。これらの集団に属する候補者は、用意された選挙区での選挙に限り、争うことができる。2014年の選挙において、当局はSCからの候補者に84議席、STからの候補者に47議席を用意し、これらは合計で下院総議席数の24%を占める。少数派から選ばれた人々が首相、副大統領、閣僚、最高裁判所判事、そして国会議員に就任した。

一部のキリスト教徒やイスラム教徒がダリット（不可触民）として特定されたが、政府はダリットの割り当て分をヒन्दゥー教徒、シーク教徒及びジャイナ教徒に限定した。

（2015年）3月、或るダリット女性がマディヤ・プラデシュ州シブプリの村議会の副議長に選出された。村の複数の男が彼女の選出に怒り、彼女と彼女の家族を殴打し、彼女に強制的に牛の糞を食べさせた。

第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では政府のあらゆるレベルの公務員による汚職に対する刑事罰を規定している。しかし、当局者は頻繁に汚職慣行に関与し、刑事責任を免れた。（2015）年中、政府職員による汚職に関する膨大な報告が寄せられた。

汚職：汚職は政府のあらゆるレベルで発生した。CBIは（2015年）1月から11月にかけて583件の汚職を記録した。CBIは公共ホットラインとウェブ・ポータルを運営した。複数のNGOが、警察による保護、学校への入学、給水、又は政府支援など、様々なサービスを迅速化するための贈賄を報告した。複数の市民社会団体が一般市民に対し、デモや、汚職の話題を取り上げたウェブサイトを通じたものを含め、（2015）年中、汚職への関心と呼び掛けた。

複数の報道機関、NGO及び活動家が、請負業者、民兵組織及び治安部隊の間における、インフラ事業、麻薬取引、そして北東部諸州での木材密輸での繋がりを報告した。これらの報告では政治家、官僚、治安要員及び反政府グループの間の繋がりを申し立てた。マニプル州とナガランド州では、州政府に就職するための贈賄疑惑が、特に警察部門や教育部門で蔓延していた。

汚職は時々、政府職員による汚職疑惑を捜査するための政府プログラムを阻害することもあった。（2015年）7月、特別捜査班は、制定法上の汚職対策機関であるロカユクタ（Lokayukta）所属の複数の当局者がカルナタカ州での潜在的汚職家宅捜索から身を守るために賄賂を遣り取りしたと申し立て、そしてオンブズマン司法官であるバスカール・ラオ（Bhaskar Rao）の息子、アシュウィン・ラオ（Ashwin Rao）や、ロカユクタ広報官のシエド・リヤズ（Syed Riyaz）を含む10名を逮捕した。これに対応してカルナタカ州政府はロカユクタ法を改正し、汚職対

策担当官を解任できるようにした。(2015) 年末時点で、捜査はまだ続いていた。

(2015 年) 7 月 13 日、最高裁判所は CBI に対し、学校の入学試験や州政府内の役職試験を実施する州政府機関である専門試験委員会 (Professional Examination Board) (ブヤパム (Vyapam)) 内での不正について、マディヤ・プラデシュ州政府による捜査を引き継ぐよう命じた。2013 年の捜査開始以来、この事件での逮捕者には 2,000 名余りの個人が含まれた。CBI は 5 年間の期間における不正を報じたジャーナリスト 1 名を含む 48 名の死亡についても捜査中であった。

(2015 年) 8 月 6 日、ゴア (Goa) 警察は元公共事業担当大臣、チャーチル・アレマオ (Churchill Alema) を、他の 3 名の汚職容疑者と共に逮捕した。告訴内容によると、或る外国企業の複数の従業員が、上下水道プロジェクトに関するコンサルタント契約を獲得するため、賄賂を支払った。(2015 年) 8 月 20 日、ゴア市内の県裁判所はこの事件で、元主席大臣、ディガンバー・カマト (Digambar Kamat) の先行保釈を認めた。

資産公開: 法律ではインド政府行政部門の行政官全員について、資産公開を義務付けている。選挙委員会と最上裁判所の双方が、選挙立候補者の犯罪記録及び財務記録の義務的開示を支持した。

(2015 年) 5 月、カルナタカ高等裁判所は、タミル・ナドゥ州主席大臣、ジャヤラリター (Jayalalithaa) の 1991 年から 1996 年の主席大臣としての任期に端を発する汚職容疑について、2014 年に下された裁決を覆した。2014 年の有罪判決後、当局はジャヤラリター主席大臣に懲役 4 年を言い渡し、主席大臣の辞任を要求した。(2015 年) 5 月 23 日、高等裁判所は、ジャヤラリターが保有する、説明のつかない資産の合計が、法定限度である本人の総資産の 10% に満たないと判定し、当局は彼女をタミル・ナドゥ州主席大臣に復職させた。(2015 年) 6 月 23 日、カルナタカ州政府は、主席大臣の無罪放免に繋がった計算に異議を唱える特別許可申請をインド最高裁判所に提出した。

情報の一般公開: 法律では情報の一般公開を規定している。政府は情報請求への対応が遅いことが多かったが、一般市民は個人的文書、都市計画及び他の公共記録に、RTI オンライン・ポータル経由でアクセスすることができた。RTI 請求はインド市民に限られる。政府は請求 1 件につき 11 ルピー (16 セント) を課金した。市民は請求を拒否された場合、中央情報委員会 (Central Information Commission) へ、さらにその後、適切な高等裁判所に上訴することができる。複数の活動家が、公共当局は RTI 法を適切に実施できないことがあり、また農村住民は必ずしも同法の下で与えられる権利を知っているわけではない、という懸念を表明した。

多数の州が、情報請求権関連法も定めている。州レベルでの RTI 問い合わせに関する料金体系や規制は州によってまちまちであった。

第5節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内及び国際人権団体はほとんどが概して政府から制限されずに活動し、人権事件を調査して所見を公表していた。状況によっては人権団体が制限に直面することもあった。政府当局者は概して、NGO からの要請に応えた。社会的正義、持続可能開発、そして人権を唱導する、300 万余りの NGO が国内に存在した。政府は概して国内 NGO と会合し、問い合わせに応え、報告又は勧告に対応する措置を取った。NHRC は多数の NGO と協力的に取り組んだ。複数の NHRC 委員会が NGO に代表者を置いていた。ジャンムー・カシミール州内の人権監視団は人権侵害を文書化することができたが、報告によると治安部隊、警察及び反政府活動対策部門から時々、制約又は嫌がらせを受けることがあった。

一部の国際人権 NGO の代表者が時々、査証取得時に困難に直面し、また当局者による嫌がらせや制限により、資料を一般市民に配布する活動を制限されることも時々あったと報告した。

警察は活動家のティースタ・セタルバド (Teesta Setalvad)、ジャベド・アナンド (Javed Anand)、サリム・サンディ (Salim Sandhi)、フェロズ・グルザー (Feroz Gulzar)、モハメッド・パタン (Mohammed Pathan) 及びタンビル・ジャフリ (Tanvir Jafri) を横領容疑で告訴し、これは「正義と平和のための市民団 (Citizens for Justice and Peace)」(CJP) の創設者であるセタルバドが、2002 年のグジャラート州での暴動の被害者を追悼する記念碑を建てるために集めた 150 万ルピー (22,500 ドル) を不正利用したという、複数の資金提供者からの申し立てを受けてのことであった。最高裁判所は、グジャラート州の下級裁判所で何度も否認された被告人の先行保釈を認めた。グジャラート州政府は 2014 年 1 月、捜査結果を待つ形で CJP の銀行口座を凍結した。口座凍結解除を求める CJP の上訴は、(2015) 年末時点で係争中であった。

(2015 年) 7 月 8 日、CBI は外国人資金提供者からの助成金の不正利用疑惑について、セタルバドとアナンドの 2 度目の捜査を開始した。(2015 年) 8 月 14 日、ボンベイ高等裁判所はセタルバドとアナンドの先行保釈を認めた。これらの活動家の申し立てによると、当局は 2002 年のグジャラート州での暴動での被害者の代理として彼らが行った仕事に対する報復として訴訟を起こした。

国連又は他の国際機関：政府は北東部諸州及び毛沢東主義者支配区域への国連関係者のアクセスを制限した。

政府の人権団体：NHRC は独立かつ公平は捜査・諮問機関であり、中央政府により創設され、人権侵害事例の調査と是正、並びに人権に関する一般市民の意識の促進という、二重の任務を担う。NHRC は議会に対して直接の説明責任を負うが、内務省及び司法省と密接に協力する。NHRC は当局者による人権侵害、或いは違反防止における怠惰への対処、人権侵害の申し立てが関係する司法手続への介入、そして人権を侵害する何らかの要因(テロ行為を含む)の再検討という任務を担う。法律では NHRC が召喚状の発行、証言の強制、関連資料の提出、及び公共記録の請求を行うことを認めている。NHRC は虐待に対する適切な是正措置を、政府による殺害の被害者又はその家族への補償の形で勧告する場合もある。NHRC は勧告の実施を強制する権限、或いは軍人及び民兵組織要員に対する申し立てに対処する権限は持たない。

複数の人権団体が、これらの制限が NHRC の仕事を阻害していると主張した。NHRC は捜査を開始し、報告書の提出を政府に要請する権限を有する一方、これらの要請を強制する能力、告発する能力、或いは補償を付与する能力は持たない。NHRC は、軍隊による人権侵害を捜査することはできない。一部の人権 NGO が、NHRC が予算面で政府に依存していることや、1 年を過ぎた虐待事件を捜査しないという方針を批判した。一部の人々が、NHRC はあらゆる申し立てを登録するわけではなく、また事件を恣意的に棄却し、事件を綿密に捜査せず、違反者とされる者に訴状を回し、申立人を適切に保護していないと主張した。

29 州中 23 州が人権委員会を設けており、NHRC の指揮下で独立的に活動していた。7 州では委員長が空位のままであった。一部の人権団体の申し立てによると、地元政治家が州委員会に影響力を及ぼし、その結果、NHRC に比べ公正な判決を下す可能性が低くなってしまっていた。

HRLN は、諸州の人権委員会を全国規模で査定した過程の所感として、ほとんどの州委員会に少数派、市民団体又は女性の代表者がほとんど又は全く居ないと述べた。HRLN の主張によると、これらの委員会は非効果的で、また時々、被害者を敵視したり、政治的任命によって阻害されたり、職員不足、資金不足の例もあった。

ジャンムー・カシミール州の委員会は、民兵組織治安部隊の隊員が犯した人権侵害容疑を捜査する権限を持たない。NHRC はあらゆる人権侵害に対して管轄権を有するが、軍隊が関係する一部の事件は例外である。NHRC は、北東部諸州とジャンムー・カシミール州において

AFSPA の下で活動する内務省管轄の民兵組織部隊が犯した人権侵害事件の捜査権限を有する。

第6節 差別、社会的虐待及び人身売買

法律では人種、性別、障害、言語、出身地、カースト又は社会的地位に基づく差別を禁じている。政府はこれらの規定の執行に取り組んだが、成功の度合いが変動した。

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：法律では女性が15歳以上の場合の配偶者強姦を除き、強姦を犯罪と規定している。処罰の範囲は懲役2年から終身刑、20,418 ルピー（306ドル）の罰金、又はこれら両方である。公式統計によると強姦はインドで最も急増している犯罪であり、これは被害者が強姦を通報する意志の高まりが要因である。NCRB は、データが入手可能であった最新年の2014年に全国で36,735件の強姦事件が発生したと報告し、2013年と比べ8.9%の増加であった。観測筋は、強姦事件報告件数が過少であると考えた。強姦に対する法執行や被害者の法的償還が不十分で、法執行機関にとって負担が重く、問題に効果的に対処できない状況であった。警察官は時々、強姦被害者と加害者の和解に努め、場合によっては女性強姦被害者に加害者との結婚を勧める例もあった。医師は時々、強姦被害者の性的履歴を調べるために侵襲的な「二本指試験」を用いることで、犯罪を通報した被害者をさらに虐待することもあった。(2015年)3月に「二本指試験」が法律で禁止されたことに加え、政府は強姦被害者の扱いに関する新たなガイドラインを定め、これには強姦被害者のための、あらゆる病院における指定区域内での法医学的検査及び医学的検査の義務付けが含まれた。

2012年にデリーで発生し世間の注目を集めた強姦事件の被告6名の裁判は迅速に行われた一方、当局は他の事件の捜査は素早く行わないこともあった。(2015)年中、以前の強姦事件に関連する多数の捜査及び訴訟手続が依然として未決着であった。

(2015年)3月13日、西ベンガル州ラナガート(Ranaghat)で、地元の或る暴力団員が複数で71歳の尼僧を強姦し、イエス・アンド・マリア女子修道院で強盗を働いた。(2015年)6月、警察はコルカタでバングラデシュ国籍の容疑者1名を逮捕した。

(2015年)6月18日、マドラス高等裁判所裁判官、P・デバダス(P. Devadass)は或る強姦被害者と犯人に調停手続を進めるよう命じた。被害者は現在22歳で、強姦によって生まれた子どもは6歳になっていたが、調停の受諾を拒否した。(2015年)7月11日、裁判所は調停

命令を破棄した。(2015年)10月5日、マドラス高等裁判所は細則に基づいて強姦の有罪判決を破棄した。新たな事件は係争中であった。

ジャンムー・カシミール州、北東部、ジャールカンド州及びチャッティースガル州など紛争区域の女性のほか、脆弱なダリット又は部族の女性が、強姦被害者となる、或いは強姦の脅威に曝されることが多かった。全国犯罪統計によると、他のカースト所属と比べ、襲撃者はダリットの女性に強姦を働く例が最も多い。

法律では家庭での女性に対する一部の形態の虐待について、口頭での虐待、情緒的虐待及び経済的虐待のほか、虐待脅迫を含め、それらに対する保護を規定している。法律では、争議継続中の間、女性が配偶者又はパートナーと共有する世帯に居住する権利を認めているが、女性はパートナーの費用負担で収容施設を求めることができる。法律では女性に警察の支援、法的扶助、避難所及び医療の権利も与えているが、家庭内での虐待は依然、深刻な問題であった。法執行機関による保護の欠如や汚職の蔓延により、法律の実効性が限られてしまっていた。

女性・児童開発省 (Ministry of Women and Child Development) は女性向け社会サービスの確立に向けたガイドラインを發布したが、資金、人員及び適切な訓練が足りなかったため、サービスの利用は主に大都市圏に限られた。一部の警察当局者は、特に比較的小さい町で、女性に対する犯罪について、特に相手が有力者である場合、事件の登録を躊躇した。

ドメスティック・バイオレンスも相変わらず問題で、全国家庭健康調査の結果、女性の50%超が何らかの形の暴力を家庭で受けた経験があると報告したことが分かった。NCRBの報告によると、2014年に「夫及び近親者による残虐行為」が122,877件報告され、前年と比べ3.2%の増加であった。複数の擁護者の報告によると、多数の女性が家庭での虐待の通報を、社会的圧力を恐れて差し控えた。

女性に対する犯罪は日常茶飯事であった。2014年のNCRB統計によると、2014年に女性に対する犯罪が337,922件発生し、2013年と比べ9.1%の増加であった。こうした犯罪には誘拐、強姦、花嫁持参金絡みの死亡、そして家庭内での虐待が含まれた。NCRBの指摘によると、そうした犯罪は過少報告の傾向にある。NCRBの推定によると、女性に対する犯罪の有罪判決率は24%であった。女性を狙った酸攻撃は、死亡や恒久的な外観損失を引き起こした。(2015年)3月21日、ケララ州パタナムティッタ (Pathanamthitta) で酸攻撃を受けたスリージャ・クマール (Sreeja Kumar) が片眼を失明した。警察は夫のスニル・クマール (Sunil Kumar) と、彼が攻撃実行者として雇った友人のプラカシュ (Prakash) を逮捕した。

(2015年)4月18日、カルナタカ州スリンゲリ(Singeri)で、或る女性が、報告によると結婚の申し込みを断られたことを理由に、正体不明の襲撃者2名から酸を投げつけられ、顔面を負傷した。警察はこの襲撃との関連で4名の男を逮捕した。

政府は性別に基づく暴力及び暴行全般に関する統計を維持していたが、酸攻撃を区別していなかった。内務省によると、酸攻撃被害者数は2013年の147名から2014年には225名に増えた。

市民は酸を家庭用洗剤として使用し、地元の市場で入手できる。2013年に最高裁判所が全国規模での酸販売規制を命じたにも関わらず、報道によると、酸は手軽に入手可能であった。

(2015年)6月、最高裁判所の指示に従って、カルナタカ州女性委員会(Karnataka State Commission for Women)は酸及び灯油による攻撃の被害者に対する補償を、200,000ルピー(3,000ドル)から300,000ルピー(4,500ドル)に引き上げた。支給額は被った被害の度合いと無関係である。(2015年)4月、最高裁判所は全ての民間病院に対し、酸攻撃被害者に医療支援を提供するよう指示した。

女性器切除／女子割礼(FGM/C)：FGM/Cの習慣に対処する国内法はない。複数の人権団体及び報道によると、ダウディ・ボーラ(Dawoodi Bohra)派イスラム教徒の70%～90%が様々な形態のFGM/Cを習慣としていた。人口約100万のダウディ・ボーラ派イスラム教徒が、西部のマハラシュトラ州、グジャラート州、マディヤ・プラデシュ州及びラージャスターン州の全域で孤立的に暮らしていた。(2015年)12月4日の報道によると、17名のダウディ・ボーラ派の女性グループが複数のソーシャル・ネットワーク・サイト上で、この習慣の禁止を政府に求める請願を開始した。

他の有害な伝統的習慣：法律では花嫁持参金の提供又は受領を禁じているが、一般世帯は依然、花嫁持参金の申し出と受領を続け、花嫁持参金を巡る争議が依然として問題であった。法律では花嫁持参金を要求する形での嫌がらせも禁じ、また治安判事に保護命令発布権限を与えている。NCRBの報告によると、当局は2014年に23,587名を、花嫁持参金絡みの死亡について逮捕した。

「スマンガリ(Sumangali)制度」は推定120,000名の若い女性に影響を及ぼした。この制度は、「幸福に結婚した女性」を意味するタミル語に因んで命名され、結婚できるようになるための花嫁持参金代わりに収入を稼ぐ目的で女性又は少女が働くという、一種の奴隷労働形態である。見込まれる一括報酬は、50,000～70,000ルピー(750～1,050ドル)の範囲が多く、3年乃至5年間の雇用が終わるまで保留される。しかし、時には報酬が一部しか、或いは全く支払われない結果となることもあった。奴隷労働期間中、報告によると雇用主が女性に職場

で激しい虐待を加えたり、移動の自由や通信の自由を厳しく制限したり、性的虐待、性的搾取、性的人身売買を行ったり、拳銃には死なせてしまうこともあった。スマンガリ奴隷労働者の大多数は SC 出身者で、中でもダリット、即ち最下層のアルンタティヤール (Arunthathiyar) (身分の一種) の人々に雇用主はさらなる虐待を働いた。当局はスマンガリが働く工場での労働組合を許可せず、また報告によると、一部のスマンガリ労働者は報復を恐れて虐待を報告しなかった。2014 年にバーン・ムヒル (Vaan Muhil) という NGO が行った事例研究では、労働者の健康問題や労働条件を記述し、報告によると身体的及び性的な搾取が行われていた。

ほとんどの州が花嫁持参金禁止担当官を採用したが、ミゾラム州とナガランド州は例外で、両州には花嫁持参金の伝統がないためであった。花嫁持参金禁止法 (Dowry Prohibition Act) はジャンムー・カシミール州には適用されない。2010 年の最高裁判所の裁定により、全ての裁判所において、花嫁持参金絡みの死亡事件における被疑者を殺人罪で告訴することが義務付けられている。

所謂名誉殺人が、特にパンジャブ州、ウッタール・プラデシュ州及びハリヤナ州で依然として問題であった。これらの州では性別選択的妊娠中絶を背景に、女兒出生率も低かった。一部の殺害は、合法的立場のない、選挙に拠らないカーストに基づく村の集会である「長老会 (khaps panchayats)」など、伝統的なコミュニティの年長者による超法規的決定から生じていた。名誉殺人の統計は検証が難しく、それは多数の殺害が報告されない、或いは家族から自殺又は自然死として報告されていたからである。2013 年、複数の NGO の推定によると、年間に少なくとも 900 件の名誉殺人がハリヤナ州、パンジャブ州及びウッタール・プラデシュ州の 3 州だけで発生していた。名誉殺人について被疑者又はその近親者が言及した最も一般的な正当化事由は、被害者が家族の希望に反して結婚したことであった。(2015 年) 4 月 16 日、パンジャブ州マンサ (Mansa) 県在住の或る父親といところが、報告によると、或る妊婦を、家族の希望に反して自分より社会的身分の低い男性と結婚したことを理由に銃撃した。警察は被疑者を逮捕した。

(2015 年) 6 月 24 日、複数の襲撃者が V・ゴクルラジ (V. Gokulraj) というダリットのエンジニアを、タミル・ナドゥ州パリパラヤム (Pallipalayam) で斬首し、報告によるとその理由は、上位のカーストに属するヒンドゥー教徒のクラスメイトとの恋愛関係であった。警察は容疑者 12 名を逮捕したが、主たる容疑者とされる地元カースト指導者は依然逃亡中であった。この事件は係争中であった。

女性と少女が「デバダシ (devadasi)」というヒンドゥー教の神との象徴的結婚制度において、司祭や寺院後援者による強姦又は性的虐待、即ち一種の性的人身売買の被害者となっているという報告が複数あった。複数の NGO が示唆するところ、一般家庭が一部の SC の少女を強

制的に寺院での性労働に送り込み、その目的は世帯の金銭的負担と見込まれる花嫁持参金を軽減であった。一部の州では寺院で奉仕する女性や少女の売春又は性的虐待を抑止するための法律を定めている。これらの法律の執行は依然として緩く、この問題は蔓延していた。一部の観測筋の推定によると、450,000名余りの女性や少女が寺院関連の性労働に関与していた。

魔術の罪に対処する連邦法はないが、当局は刑法の下での規定を、魔術を理由に告発された被害者のための代替手段として使うことができる。ビハール州、オリッサ州、チャッティースガル州、ラージャスターン州、アッサム州及びジャールカンド州は、他人を魔術の罪で告発する者を刑事罰の対象とする法律を可決している。(2015年)8月13日、アッサム州の立法府は満場一致で、「魔女狩り」を刑事犯罪とする法律を可決した。

魔術の実践を理由に告発された女性に対する攻撃事例の報告が増加していた。NCRBによると、2000年から2012年にかけて、複数の襲撃者が推定2,100名、そのほとんどが女性を、魔術を実践したと疑って殺害した。複数の独立系研究者の報告によると、魔術疑惑絡みの事件が毎年80件乃至100件、アッサム州で発生している。オリッサ州警察によると、複数の襲撃者が2010年から2014年にかけて273名を魔術の実践を理由に殺害し、これらは部族が支配的な県で多く発生した。大部分の報告において、村人や地方議会が通常、被疑者を村から追放したとのことであった。懐疑的調査委員会(Committee for Skeptical Inquiry)というシンクタンクの報告によると、多数の告発や関連する暴力が、財産争いや地元の政治問題に根差している。

寡婦に対する差別が国内全域で発生した。一部の文化的伝統によると、寡婦は悪の前兆であり、大抵は自分の家族に見捨てられた者である。多数の寡婦が極貧に陥り、生き延びるため物乞いに頼らざるを得なくなった。

(2015年)9月、NHRCはマハラシュトラ州政府に対し、「ガオコル(gaokor)」の習慣を撲滅させるための効果的な措置を講じるよう命じた。部族民や他の農村コミュニティで蔓延しているガオコルとは、生理中の女性に自宅外の隔離された場所での生活を強制する習慣である。

セクシャル・ハラスメント：セクシャル・ハラスメントは遠回しに「夜のからかい」とも呼ばれ、依然として蔓延していた。NCRBによると、当局は2014年に21,938件のセクシャル・ハラスメント事件を報告し、2013年の12,589件と比べ42.6%の増加であった。2014年に82,235件の性的虐待事件が発生し、2013年の70,739件と比べ14%の増加であった。報告によると、強姦や性的虐待の事件は依然、社会的圧力の恐れから報告されないことが多い。

当局は職員数 50 名超の全ての州部門及び諸機関に対し、セクシャル・ハラスメントの防止及び対策を担当する委員会を運営するよう要求した。法律により、セクシャル・ハラスメントには 1 回又は複数回の歓迎されない行為又は振舞いが含まれ、例として身体的接触、性的好意の要求、性を示唆する表記、或いは猥褻物の提示が挙げられる。苦情処理委員会の創設を怠った雇用主は、最大 50,000 ルピー（750 ドル）の罰金を科せられる。法律には虚偽又は悪意のある告訴に対する罰則も盛り込まれている。

或る内部苦情処理委員会が、或るセクシャル・ハラスメント疑惑訴訟において、インド食品安全規格庁（Food Safety and Standards Authority of India）（FSSAI）長官を告発した。或る女性 FSSAI 行政官が提出した訴状を 6 か月間にわたり精査した後、同委員会は FSSAI 長官を「任意の女性部下に対する脅迫」を理由に告発した。同委員会は FSSAI に対し、暴行及び「女性の上品さを侵害する意図を伴う犯罪的強制力」に関連する条項の下、第一次事件報告書（FIR）又は訴状を警察に届け出るよう求めた。

性と生殖に関する権利：政府は保健診療所及び地元 NGO が自由に、家族計画に関する情報を流布することを認めた。とは言え、インドは依然、避妊、不安全な妊娠中絶に関連する死亡、妊産婦死亡、そして強制的家族計画慣行について、強制的又は非倫理的な不妊化や、複数の子どもを抱える女性の給付金制度利用機会を制限する政策を含め、ニーズを満たしていない状況が続いている。複数の子どもを抱える家族を処罰する政策や指針的イニシアティブが依然、7 州で定められていたが、一部の当局はそれらを執行していなかった。一部の州では、子どもが 2 名以下の成人について、政府での働き口と助成金を政府が準備し、また子どもが 3 名以上の成人については助成金及び医療へのアクセスを低減した。

出生率低減に向けた政府の取り組みは時々、強制的なこともあった。当局は一部の区域で医療従事者や保健施設へ、女性の不妊化の処置を実施する都度、一定額を支払い、また割り当て違反の審査も行った。一部の州では当局が、医療従事者が割り当てを達成できない場合は減給又は解雇を仄めかして脅した。医療従事者は、患者 1 名を不妊化処置施設に紹介する都度、約 250 ルピー（3.75 ドル）を支給され、また子どもが 2 名までのうちに両親に不妊化処置を受けさせれば 1,000 ルピーを支給された。出生率の高い州の女性は、不妊化処置を受けた場合、補償金として 600 ルピー（9 ドル）を支給された。出生率の低い州の女性の支給額は 250 ルピー（3.75 ドル）であったが、SC 及び ST の出身者、又は貧困基準に満たない場合は不妊化処置の補償として 600 ルピー（9 ドル）を支給された。重点州の場合、当局が不妊化処置を受けた女性に 1,400 ルピー（21 ドル）を支給した。一部の報告によると、「不妊化シーズン」があり、医療従事者は 3 月 31 日の会計年度末までに不妊化処置の割り当てを達成するよう圧力を掛けられた。

報告によると、複数の医師が、女性が不妊化に合意しない限り医療サービスを差し控えた。

報告によると、女性は少なくとも男児を1人産んでから不妊化処置を受ける傾向が強まっていた。

国の保健当局者は、中央政府には人口問題に関する州の決定を規制する権限がないと指摘したものの、中央政府は州レベルの生殖保健プログラムに関するガイドラインを策定し、資金を拠出している。2005年の最高裁判所の判決では中央政府を、州レベルでの不妊化サービスのための上質なケアを提供する責任があると見なした。ほぼ全ての州が「女兒促進」制度も導入し、これは性別選択への対処を意図するものであり、一部では親が給付金を受け取るための不妊化証明書を要件としている。報告によると、行政上の障壁や、文書化に際しての多大な要求により、これらの制度は縁辺化された多数の家庭にとって利用困難な制度になってしまっている。

一部の区域では医療従事者が不安全、非衛生的な状況で不妊化処置を実施した。女性の不妊化手術失敗の報告件数は、2012年の456件から2013年には15,460件にまで増えた。保健施設は、1人の意志が数十名の女性の手術を行うという「不妊化キャンプ」を実施し、これは大抵、衛生状態、カウンセリング、術前試験所試験及び術後回復処置が不十分であった。家庭福祉局（Directorate of Family Welfare）の統計によると、タミル・ナドゥ州では不妊化手術による死亡率が、1,000人に1人の割合であった。州保健部門の情報筋によると、不妊化関連の死亡の原因は、術前及び術後のケアが不十分であったことや、麻酔による合併症にあった。

避妊手段を利用する権利に対する正式な制限はなかったが、政府は時々、代替的避妊形態の排除を目的に、女性の恒久的不妊化を促進した。政府や複数のNGOによる反復的研究が示唆するところ、ほとんどの女性が、経口避妊薬、子宮内装具及びコンドームなど、公衆衛生制度を通じて紹介される非恒久的避妊形態の知識がほとんどなかった。報告によると、避妊手段の需要が最も満たされていないのは、子どもを1名抱え、2度目の妊娠を遅らせたいと考えている女性であった。複数のNGOからの報告では、全国の薬剤師が、特にマハラシュトラ州において、女性が合法的な緊急用経口避妊薬を窓口で入手する機会や、合法的な医学的妊娠中絶処方薬を入手する機会を制限していると主張した。

2013年の全国健康調査によると、医療従事者は15～45歳の女性を3人に1人以上の割合で不妊化した経験があった。35歳以上の女性は2人に1人の割合で不妊化処置を受けていた。女性の不妊化処置は大抵、20～35歳の範囲で実施されるが、10代の少女も100人に1人の割合で既に不妊化処置を受けていた。同調査によると、毎週平均3名の女性が、未熟な不妊化処置が原因で死亡した。政府は積極的に、女性の不妊化を数十年間にわたる家族計画の一形

態として促進してきたが、その結果、女性の不妊化はインドで使用される全ての避妊処置の63%を占めるに至った。HRLNは、政府によるカウンセリングや情報の提供不履行について、また家族計画補償制度について、政府の保健キャンプで不妊化処置に失敗した、或いは死亡した女性の代理として、十数件の事例を報告した。

(2015年)1月8日、ジャールカンド州内の或る違法保健キャンプで複数の医師が44名の女性の不妊化処置を行い、その後、7名の女性が病気になった。NRLNの報告によると、キャンプ当局者はこれらの女性を、術後の医学的フォローアップを施さないまま床の上に放置した。同報告によると、施設には流水、熱器具、ベッド、ストレッチャーがなく、発電機の故障に備える予備電源もなかった。HRLNはさらに、運営機関、スリヤ(Surya)診療所、及び州政府保健部門の間での覚書が既に失効していたことも報告した。ジャールカンド州政府は、報道後、何ら措置を講じなかった。1件の訴訟がランチ(Ranchi)高等裁判所で係争中であつた。

上質な生殖・妊婦医療サービス、熟練の助産師、妊娠の間隔を取るための避妊手段の利用機会の不足と、不安全な妊娠中絶が、高い妊産婦死亡率に寄与した。国連の推定によると、2013年に50,000名の女性が妊娠中及び出産時に死亡した。妊娠中絶は合法であり、安全に実施するよう規制されているが、国連の推定によると、全ての妊産婦死亡のうち少なくとも8%が、不安全な妊娠中絶が原因であったとされる。法律によると、避妊に関する情報やサービスが利用可能、アクセス可能、そして質的に信頼できるものでなければならない。公式政策では女性が避妊に関する情報やサービスにアクセスする権利を促進しているが、避妊に対する需要が満たされない度合いは依然として高い。ファミリー・ヘルス・インターナショナル(Family Health International)の報告によると、15~49歳の既婚女性の13%が、現在より多くの子どもを持つことを希望しない、或いは出産間隔を空けることを希望しているが、避妊手段を利用できない状況であつた。

報告によると、一部の女性が、医療従事者の給与体系や民間施設への保険金支払を理由に、子宮摘出又は他の形態の不妊化処置を受けるよう圧力を掛けられた。報告によると、この圧力は貧困層や下級カーストの女性に不相応な影響を及ぼした。2014年に報じられたニュースでの主張によると、或る村で、女性の90%が子宮摘出術を受けており、医学的必要性があると想定される年齢よりはるかに若い女性も多数含まれていた。

政府は医療機関での出生の大幅な増加を達成したが、保健施設は依然、衛生状態や患者の尊厳に対する配慮が標準以下であることが明らかなことに加え、過剰負担、設備不足、供給不足が続いているという報告が複数あつた。

2012年の保健・家庭福祉省による農村保健統計に関する報告書によると、複数のコミュニティ保健センターにおいて、婦人科医のポジションの69.7%が欠員のままであった。これらのセンターのうち、必要な人数のスペシャリストが揃っているのはわずか13%であった。劣悪な保健インフラが不相応に、ホームレスの女性、部族の女性、茶農園又は非公式部門で働く女性、ダリットの女性及び女性障害者を含め、縁辺化された女性に影響を及ぼした。

登録長官(Registrar-General)による、2013年に公表された2010-12年版標本登録報告書(Sample Registration Report)には、3年間で生児出生100,000件当たりの妊産婦死亡率が212件から178件にまで低下したと記されている。アッサム州の妊産婦死亡率が国内で最も高い300件で、続いてウッタル・プラデシュ/ウッタラカンド(Uttarakhand)州の285件であった。ケララ州では66件、マハラシュトラ州では68件、そしてタミル・ナドゥ州では79件で、これらが最も低く、ミレニアム開発目標である生児出生100,000件当たり103件の死亡を満たしていた。北東部諸州の多くで妊産婦死亡率の計算が難しく、これらの州では不十分なインフラと、医療職員の訓練不足に悩まされていた。

女性のHIV/AIDS感染率は都市部コミュニティで最も高かった一方、農村部では医療体制が最も低い水準であった。早期結婚など伝統的なジェンダー、情報及び教育へのアクセスの制限、そして保健サービスへの不十分なアクセスが依然、女性を特に感染しやすい状況に追いやる要因であった。国家AIDS管理機構(National AIDS Control Organization)は積極的に複数のNGOと協力して、女性のHIV/AIDS自助グループの訓練に取り組んだ。

差別: 法律では職場での差別を禁じ、また同等の仕事について平等な給与を要求しているが、雇用主は時々、同じ仕事でも女性には男性より低い給与を支給し、雇用や借入申請の際に女性を差別し、女性の昇進頻度を男性より低くすることもあった。

ビハール州を含め、多数の部族土地制度において、部族女性は土地所有権を否定されている。イスラム教の個人法は伝統的にイスラム教と女性の土地相続を規定しているが、女性へ配分は男性より少ない。資産や土地の所有権に関連する他の法律では、土地の使用、保持又は売却に関して女性に与えられる統制権がほとんどない。ケララ州、メガラヤ州ラダク(Ladakh)県、及びヒマチャル・プラデシュ(Himachal Pradesh)州などではいくつか例外があり、女性が家庭の財産を支配し、相続権を有する。

偏った性別選択: 最新の国勢調査(2011年)によると、出生時男女比の全国平均は1,000対943であった。ケララ州の出生時男女比が1,000対1,084で最も高く、ハリヤナ州が1,000対877で最も低かった。2011年、0~6歳の児童を対象とした全国の児童男女比は、男児1,000名に対して女児918名であった。或る2002年の法律では出生前の性別選択を禁じているが、

当局がそれを執行することは希であった。州政府が有罪判決を得ても、医師は必ずしも医師免許を失うわけでないが、医療評議会は同法の下で有罪判決を受けたマハラシュトラ州出身の医師 6 名の開業免許を取り消した。

(2015 年) 10 月、デリー政府は出生時男女比がデリー首都圏平均より著しく低かった 89 の病院及び診断センターに対し、「正当事由提示命令」通告を発行した。デリーでの平均男女比は男児 1,000 名につき女児 896 名である。デリー保健省が実施した調査結果を基に、これら 89 の医療機関が示した男女比は、男児出生 1,000 名につき女児の生児出生が 285 名乃至 788 名の範囲であった。

全国にまたがり多数の NGO と、一部の州が、出生前性別選択問題に関する意識高揚と、女児出生の促進、そして女児の殺害や放棄の防止に努めた。

(2015 年) 1 月 22 日、ナレンドラ・モディ首相がハリヤナ州で「女児を救い、女児に教育を」(Beti Bachao, Beti Padhao) という運動を立ち上げた。この予算 10 億ルピー (15,000,000 ドル) のプログラムの狙いは、偏った性別選択の防止、女児の生存と保護の提供、そして女性教育の促進であった。

子ども

出生登録：法律では州政府における出生登録手続を規定している。国連児童基金 (UNICEF) の推定によると、当局は毎年、国内での出生の 58% を登録している。市民権のない、又は未登録の児童は、その後の人生において、公共サービスの利用、学校への入学、或いは身分証明書の取得が不可能となり得る。

教育：憲法では 6～14 歳の児童全員に無償で教育を提供するよう規定しているが、政府は必ずしもこの要件を遵守しなかった。プラタム (Pratham) という NGO の 2013 年版の年次教育調査では、小学校に入学した女子が実際に授業に出席した割合は、2013 年ではわずか 70% であったと主張した。同報告書の指摘によると、ウッタル・プラデシュ州、ビハール州、マニプル州、西ベンガル州、ジャールカンド州及びマディヤ・プラデシュ州に至っては出席率が 60% 未満であった。11～14 歳の女子の未就学率が最も高かった。

社会的に恵まれない生徒の入学を学校が拒否しているという報告が多数あった。一部の NGO によると、6～14 歳の社会的に恵まれない児童の通学率は半分にも満たなかった。

児童虐待：法律では児童虐待を禁じているが、世話人による身体的虐待、ネグレクト、又は

心理的虐待を処罰対象犯罪と認めているわけではない。あらゆる種類の虐待が、学校や制度的環境での虐待も含め、依然として日常茶飯事であった。教師による体罰は禁止されているが、実際には頻繁に行われていた。内務省の2014-15年版年次報告書によると、2013年に報告された児童に対する犯罪は58,224件で、2012年の38,172件と比べ53%の増加であった。

グローバル・パースペクティブ (Global Perspectives) という NGO の (2015年) 8月の報告書によると、国内で虐待を受けた児童は200,000名であった。Journal of Anxiety Disorders (不安障害専門誌) 誌が2014年に公表した、ジャンムー・カシミール州出身の13~17歳の若者702名に関する研究での報告によると、性的虐待を報告した男子の割合は女子よりも高かった (57.4%対34.7%)。

政府は抑鬱状態の児童向けに、通話料無料、24時間対応の電話サービスを72都市で後援した。複数の NGO で構成されるネットワークが「チャイルドライン1098サービス (Childline 1098 Service)」に職員を派遣しており、この番号に子どもでも大人でも電話を掛け、医療、避難所、復旧、救出、後援及びカウンセリングを含め、即時支援を要請することができる。

(2015年) 12月7日、デリー女性委員会は、或る25歳の男が生後28日の乳児に、彼女の両親が地元での選挙の投票に出掛けていた際に強姦を働いたという事件を報告した。地元の村の複数の医師がこの乳児を、ウッタル・プラデシュ州ラクナウ在住の専門家に委託した。警察は逃亡した被疑者に対し、事件を登録した。

早期結婚及び強制結婚：法律では法定結婚年齢を女性が18歳、男性が21歳と定め、裁判所に児童結婚を無効とする権限を付与している。また、児童結婚を実施、手配又は関与した者に対する罰則も定めている。当局は法律を一貫して執行したわけではなかった。NCRBの2014年版報告書によると、児童結婚禁止法 (Prohibition of Child Marriage Act) 違反の発生が最も多かったのはタミル・ナドゥ州の47件、カルナタカ州の44件、そしてケララ州の19件であった。宗教ベースの一部の個人法では、一般法よりも若い年齢での結婚を認めている。法律では18歳未満の女子と21歳未満の男子との間の結婚を「違法」としているわけではないが、そのような婚姻を取消可能と認識しており、これが裁判所での異議申し立ての根拠となる。結婚時点で未成年者であった側のみ、無効化を求めることができる。その当事者が引き続き未成年である場合、当人の保護者は無効化申請を届け出なければならない。成人になった後でも届け出ることができるが、2年以内に手続を取らなければならない。複数の国際及び地元の NGO によると、こうした制限が事実上、既婚未成年者がほとんどの状況において法的救済方法がない状態にしている。

法律では全州に児童結婚の防止及び取り締まりを担当する常勤の児童結婚防止担当官を置く

よう規定している。これらの担当官は、児童結婚が行われようとしている場合に介入し、法律違反を文書化し、親を起訴し、児童を危険な状況から排除し、そして地元の児童保護当局に送致する権限を有する。

UNICEF の「世界子ども白書 2015 年版 (State of the World's Children 2015)」という報告書では、女子の 47% が 18 歳未満で結婚していると指摘した。同報告書によると、女性が幼い時に結婚するという状況がインドにおける高い幼児死亡率及び妊産婦死亡率に寄与しており、また観測筋は、早期に母親になることが、毎年 6,000 名もの若い母親の死亡に寄与しているのではないかと疑った。全国家庭健康調査の結果、15～19 歳の少女が 6 人に 1 人の割合で少なくとも 1 回妊娠していることが分かった。

児童の性的搾取：法律では児童ポルノを禁じ、法定同意年齢を 18 歳と定めている。金銭を支払っての未成年者との性行為、未成年者の売春又は何らかの形態での「非倫理的性交渉」への勧誘、或いは売春目的での未成年者の人身売買、これらの行為は違法である。違反者は懲役 10 年及び罰金を科せられる。

複数の NGO の報告によると、複数の主要都市の売春宿地区で 18 歳未満の児童が売春に関与していた。性的搾取目的での児童人身売買は、都市部でも農村部でも頻発した。内務省曰く、犯罪者は、自宅から失踪した後に行方不明となった、かなりの数の児童を人身売買している。

プネを拠点とする NGO、ドニヤナ・デビ・チャイルドライン (Dnyana Devi Childline) がマハラシュトラ州プネにおける児童虐待及び搾取について作成した報告書には、31 件の児童結婚、15 件の少年非行、8 件の人身売買、3 件のセクシャル・ハラスメント、114 件の身体的又は性的虐待、139 件の学校／施設での虐待、そして 7 件の薬物中毒が、2014 年 3 月から (2015 年) 2 月にかけて発生したと記載されている。児童相談電話には 565 件の問い合わせが寄せられ、警察は 34 件の児童労働、122 件の路上物乞い強制、そして 26 件の身体的又は性的な児童虐待を登録した。

児童兵士：軍隊に従軍している 18 歳未満の人々の数について、入手可能な情報はなかった。NGO の推定によると、少なくとも 2,500 名の児童が毛沢東主義者支配地域で武装反政府グループに加わっていた。政府が支援する反毛沢東主義者の村の防衛隊も児童を徴用しているという申し立てが複数あった。武装反政府グループは、北東部諸州の毛沢東主義者やジャンムー・カシミール州のイスラム教徒グループを含め、報告によると、児童を使用していた (第 1 節 g 項参照)。

故郷を追われた児童：故郷を追われた児童は、難民、IDP、そして路上生活児童を含め、政

府によるサービスの利用機会制限に直面し（第2節 d 項も参照のこと）、また多くの場合、医療、教育、適切な栄養、又は避難所を得ることができなかった。雇用主はしばしば、そうした児童に対し、大抵は身体的及び性的な虐待を加え、また児童をくず拾い（リサイクル材料を集めるためのゴミ選別）など危険有害な仕事を強制的にやらせた。

施設収容児童：手ぬるい法執行や、保護措置の欠如は、多数のグループホームや児童養護施設における刑事免責の風潮を助長した。複数の NGO の申し立てによると、そうした児童保護施設の多くが、政府の監督又は承認を経ずに運営されている。法律により義務付けられている通りに、児童権利保護を担当する委員会を設けていたのは、わずか 14 州であった。

（2015 年）5 月 30 日の報道によると、ある少年がムンバイのマトウंगा（Matunga）地区の避難所で死亡した。シバジ・パーク（Shivaji Park）警察の捜査により、被害者と同じ避難所で暮らしていた 12 名が浮上した。報道によると、主たる容疑者は 35 歳の男で、16 歳の頃からこの避難所で暮らしていた。

ロヒンギャ族難民と一緒に活動しているカルカッタ・リサーチ・グループ（Calcutta Research Group）という NGO の報告によると、警察は西ベンガル州のインド／バングラデシュ国境で拘留された複数の家族を、家族との面会機会が限られる複数の少年院（Juvenile Justice Homes）に児童を収容することにより、離散させた。

国際的な子の奪取：スリランカは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国ではない。遵守状況について詳しくは、米国国務省の報告書（travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html）を、また国別情報については以下を参照のこと：travel.state.gov/content/childabduction/english/country/india.html。

反ユダヤ政策

ユダヤ人集団及び 1,500 名のユダヤ人コミュニティから、（2015）年中における反ユダヤ的行為に関する報告はなかった。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

憲法では障害を、禁止される差別の根拠として明示的に言及していない。障害者法 (Persons with Disabilities Act) では盲目、聴覚障害、ハンセン病、運動障害、発達障害及び精神障害を含む様々な障害者に、平等な権利を与えている。法律では様々なプログラムの実施を政府の「経済的許容力と発展」に結び付けている。障害者法では政府当局に対し、アクセスを促進するよう促しているが、不遵守の場合について具体的な執行規定又は制裁措置が全く盛り込まれていない。

全国障害者雇用促進センター (National Center for Promotion of Employment for Disabled People) の所長によると、法律では障害者を、障害者特有の権利を有する人々ではなく、むしろ社会的保護と医療を必要とする人々と捉えている。

雇用、教育及び医療へのアクセスにおける障害者差別は、特に農村部で蔓延していた。コルカタ高等裁判所は 2013 年、州政府に対して道路及び建物に出入りしやすくする措置を講じることを義務付ける命令を出していた。公共の建物及び輸送機関は全て、障害者にとって利用しやすいものであることとする旨の法制をよそに、アクセス可能性は限られていた。建物及び道路へのアクセス可能性に関する公共利益ファイル (Public Interest File) は、最高裁判所で審理中であった。

学校識字教育庁 (Department of School Education and Literacy) のプログラムにより、障害を抱える学生向けの特別な教育者及び資源センターが提供された。これらの学生が教育制度に包含された状態を保っていたか、或いは教育制度はこれらの学生の教育に必要な個人化された支援を一切否認したかという疑問について、利用可能なデータはなかった。法律では主流の学校が障害を抱える児童を受け入れることを認めているが、主流の学校は依然、包含的教育の訓練を積んだ教師、資源材料及び適切なカリキュラムが十分に備わっていない状態であった。

法律ではさらに、あらゆる教育の場において、障害者のために 3%を用意しておくよう規定しているが、障害を抱える学生は、社会正義権限付与省 (Ministry of Social Justice and Empowerment) によると、推定で全学生の 1%を占める程度であった。一部の学校は障害を抱える児童を区別するか、又はインフラ、機器及び熟練職員の不足を理由に入学を拒否する状況が続いていた。UNICEF の推定によると、インドでは全児童の 6~10%が障害を抱えた状態で生まれていた。社会正義権限付与省は引き続き、障害者が高等教育を追求するための奨学金制度を提供した。障害を抱える学生の大学進学率は依然として低く、それはアクセス性のないインフラ、限られた資源、3%の就職枠の不実施、そして嫌がらせを含め、様々な理由が

要因であった。

保健家庭福祉省の推定によると、国民の6~7%が精神障害又は心理社会的障害を経験していた。精神障害者のうち25%がホームレスで、また農村部では多数の人々が現代的な精神医療施設を利用できない状況にあった。複数の障害者権利活動家の推定によると、4,000 万名乃至9,000 万名の障害者が存在していた。CRY という NGO の推定によると、国内の児童は10 人に1 人の割合で障害を抱えていた。連邦政府が運営する精神衛生施設が3 箇所と、州立精神病院が40 箇所あった。

一部の精神衛生施設に収容された患者は、食料不足、不十分な衛生状態、そして不十分な医療に直面した。ヒューマン・ライツ・ウォッチの報告によると、障害を抱える女性及び少女が時々、自分の意志に反して精神病院に強制入院させられた。

精神障害者はほとんどが公立保健施設に依存し、治療又はコミュニティ支援サービスが必要な人々のうち、そうした支援を受けられたのは半分にも満たなかった。

複数の障害者が、航空機での移動時に障害に基づく差別を禁ずるガイドラインが定められているにも関わらず、空港で中央産業治安部隊（Central Industrial Security Forces）から差別を受けたと報告した。

法律では公共部門において身体障害者、聴覚障害者又は視覚障害者の就職枠を3%用意するよう規定している。複数の NGO の報告によると、政府の年次報告書にはこの割り当ての充足に関する情報が全く記載されておらず、また複数の活動家や NGO 曰く、障害者分の欠員が複数あったが、当局は人員補充していなかった。政府は引き続き、欠員補充数を増やすべく、様々なプログラムや NGO パートナーに資金を配分した。民間部門においては、政府が民間企業に対して5%超の障害者就職枠を設けるよう奨励しているにも関わらず、障害者雇用率は依然として低かった。

（2015 年）12 月 3 日、障害者雇用庁（Department of Empowerment of Persons with Disabilities）は「アクセス性の高いインド推進運動（Accessible India Campaign）」を展開し、これは公共空間、輸送システム及び通信システムへの普遍的アクセス可能性を達成すべく考案された。

国籍／人種／少数民族

国勢調査では国民を人種又は民族集団ではなく、使用言語別に分類していた。伝統的に、社会の大まかな区分は複数のカースト又は部族に分かれて体系化される。カーストは複雑な社

会階層制度であり、伝統的に儀式的な純粋性及び職業を決定付ける。憲法では 1949 年にカースト差別を禁じている。カースト及び部族の登録は、政府が下級カーストの人々に権限を付与するためのプログラムを実施するため、確定的措置プログラムを目的に継続していた。法律では不利な立場のカースト及び部族を、特別な割り当てや便益を目的に特定する権限を大統領に付与している。カーストに基づく差別は依然、特に農村部で蔓延していた。インド国家応用経済研究評議会 (Indian National Council of Applied Economic Research) とメリーランド大学が 2014 年に実施した調査によると、インド人世帯の 27% がカーストに基づく不可触民制度を習慣としており、これが最も顕著に認められたのはマディヤ・プラデシュ州、チャッティスガル州、ラージャスターン州、ビハール州及びウッタル・プラデシュ州であった。

「ダリット」という用語は「抑圧された」又は「押し潰された」という意味のサンスクリット語に由来し、ヒンドゥー教のカーストにおける最下層である SC として見なされる社会に属する人々を指す。多数の SC メンバーが依然、教育、就職、司法へのアクセス、移動の自由、そして様々な制度及びサービスへのアクセスを含め、社会的進歩手段に対する障壁に直面し続けていた。2011 年の国勢調査によると、SC メンバーが人口に占める割合は 16.6% (約 2 億人) であった。内務省の 2013-14 年版年次報告書では、2012 年中に SC メンバーに対する犯罪の登録件数が 33,655 件であったと指摘し、因みに 2011 年は 32,719 件であった。

法律ではダリットの保護を規定しているが、保健医療、教育、寺院参拝及び結婚など、様々なサービスの利用における暴力や著しい差別の報告が多数寄せられた。奴隷労働者はほとんどがダリットであった。ダリットは自分の権利を主張すると攻撃の被害者となることが多く、特に農村部で顕著であった。より上位のカーストの地主のために働く農業労働者同様、報告によると、ダリットは働いても金銭報酬をもらえないことが多かった。国連人種差別撲滅委員会 (Committee on the Elimination of Racial Discrimination) からの複数の報告書に、ダリットの女性に対する超法規的殺害や性的暴力を含め、ダリットに対する体系的虐待が記載されていた。ダリットに対して行われた犯罪は、報告によると、処罰されないことが多く、それは当局が犯人の訴追を怠る、或いは被害者が報復を恐れて犯罪を通報しないからであった。

複数の NGO が差別の蔓延を報告し、例としてダリットが公共通路を歩くことの禁止、履物を履くことの禁止、上位カースト居住区域で公共水道水の利用禁止、一部の寺院での祭典への参加の禁止、公営プールの使用禁止、或いは特定の火葬場の使用禁止が挙げられる。

複数の NGO の報告によると、ダリットの学生は時々、一部の学校への入学をカーストを理由に拒否されたり、或いは入学前にカースト証明書の提示を要求されたりした。学校当局者がダリットの児童が朝の礼拝に参加することを禁止したり、ダリットの児童には教室で後方に座るよう要求したり、或いは学校のトイレ掃除を強制する一方でそのトイレを使用するこ

とを禁じたりしたという報告が複数あった。さらに、教師がダリットの児童の宿題の添削を拒否したり、ダリットの児童への昼食支給を拒否したり、ダリットの児童を上位カースト家庭の児童と区別して座らせたりしたという報告も複数あった。

連邦政府及び州政府は、より上質な住宅を、学校での座席、政府機関への就職、そして食料補助へのアクセスを SC メンバーに提供するためのプログラムの実施を継続したが、批判筋の主張によると、これらのプログラムの多くが、不十分な実施及び／又は汚職に悩まされていた。

手作業による清掃、即ち動物又は人間の排泄物をダリットが始末するという習慣が、法律で禁止されているにも関わらず続いていた。複数の NGO 活動家の主張によると、選挙で選ばれた村議会が手作業清掃員の大多数を、他の下層階級又はダリットに属する人々から雇用していた。メディアは定期的に、保護具を着用せずにマンホールや下水路を清掃する人々の記事や写真を公表した。

ヒューマン・ライツ・ウォッチの報告によると、手作業清掃員の子どもが村の学校で差別、侮辱及び隔離に直面していた。彼らの仕事は大抵、手作業清掃員を感染に曝し、その結果、皮膚、眼、呼吸器系及び胃腸系に影響が及んだ。複数の保健実務者が示唆するところ、そうした細菌に曝された児童は健康な体重を維持できず、発育不良に苦しむことが多い。

法律では清掃員の雇用又は乾式（非水洗）トイレの建設を禁じており、罰則の範囲は1年以下の懲役、2,000 ルピー（30 ドル）の罰金又は両方である。とは言え、インド鉄道（Indian Railways）はしばしば法律に違反しても処罰を受けなかった。この国営企業は、約 30,000 両の客車に開放排出式トイレを装備しているため、軌道を清掃するために手作業清掃員を雇うのは「やむを得ない」と認めた。インド鉄道は密閉式トイレの設置を提案したが、実施期限が決められていない。

（2015 年）3 月 4 日、ボンベイ高等裁判所はマハラシュトラ州政府に戒告し、その理由は、手作業清掃の習慣を止めなかったことであった。（2015 年）7 月 3 日に公表された社会経済カースト国政調査のデータによると、マハラシュトラ州には手作業清掃に従事する世帯が 63,713 世帯あり、全国で最も多い。（2015 年）8 月 7 日、マハラシュトラ州政府は州が設置した衛生トイレのうち、手作業清掃を要するものに関する調査を新たに開始した。

（2015 年）8 月 15 日、或る宗教的行進を巡る紛争の最中、200 名余りの上位カーストのバンニアー（Vanniar）の群衆が、タミル・ナドゥ州セシャサムティラム（Seshasamuthiram）で 80 余りのダリット世帯から成るコミュニティを襲撃した。報告によると、群衆はガソリン爆弾

を投げつけ、宗教的構造物を破壊し、家屋 15 棟を焼き、警察官 8 名が負傷した。報告によると、警察は事件関係者 68 名を逮捕した。(2015 年) 9 月 2 日、セジャサムティラムにおいて、放火攻撃によってさらに 2 棟のダリットの家屋と、2 箇所のサトウキビ畑が破壊された。

グジャラート州政府によると、2001 年から 2014 年にかけて、州内でのダリットの女性に対する強姦事件の報告件数が 5 倍に増えた。

国内の刑務所制度における、ダリットに対する差別や虐待の事件が多発した。

先住民族

憲法では、不利な立場にある先住民族集団の社会的、経済的及び政治的権利を規定している。法律では先住民族の特別な地位を規定しているが、当局は彼らの権利を否定することが多かった。国内に 700 余りの ST が居り、また 2011 年の国勢調査の結果、ST メンバーの人口は 8,430 万人で、総人口の約 8% を占めることが判明した。貧困基準以下の世帯を特定するため 2011 年に行われた予備調査の結果、ST と SC のメンバーが貧困世帯全体の半分を占めることが分かった。特に脆弱な部族集団が 75 あり、これらの部族は原始的技術、人口の停滞又は減少、極めて低い識字率、そして自給自足レベルの経済が特徴である。

先住集団が州人口の大多数を占める北東部諸州のほとんどにおいて、法律が部族の権利を規定しているが、一部の地元当局がこれらの規定を無視していた。法律では、他の州出身の市民を含め、如何なる非部族民も、政府が定めた内側境界を有効な許可証なく横断することを禁じている。保護対象区域から無許可でゴム、蠟、象牙又は他の林産物を持ち出してはならない。部族当局は、非部族民への土地売却を承認しなければならない。

家事労働者として雇用された部族女性がしばしば、適切な給与を支給されない上、性的搾取から保護されないという報告が複数あった。部族の土地の奪取が、この習慣に対処するための努力をよそに、ほぼ全ての州で相変わらず続いていたが、これは企業や民間当事者が地元政府に対する政治的圧力を行使し続けたためであった。土地奪取によって避難民となった人々は概して、適切な補償を受けなかった。

部族運動は、部族の土地や財産の保護を要求した。複数の地元活動家の主張によると、当局は依然、森林法の下での部族や農村住民の権利を無視した。同法の執行が弱いために、開発に先立って部族や農村住民が情報を与えられた上で自由に同意することを妨げられることが多かった。

「民主的権利のための人民連合」による今年の報告書の中で、チャッティースガル州ビジャプル（Bijapur）県の複数の村が、誰も居ない学校、サービスの欠如、そして対反政府勢力作戦を背景とする治安部隊による嫌がらせを報告した。同報告書では、政府、企業の利害関係者、及び治安部隊が共謀して、森林地を鉱業に使用していることも認めた。

（2015年）3月、地元部族メンバーがマンドゥ（Mandu）の裁判所へ、保健医療施設、道路など基礎インフラ、そして生活条件改善を求める公共利益訴訟を起こした。マディヤ・プラデシュ州高等裁判所は州政府の諸部門へ、告訴への対応を求める通告を出した。

（2015年）11月5日、アンドラ・プラデシュ州政府はビスカパトナム県内の2,995エーカー予備森林を、ボーキサイト採鉱向けに国営のアンドラ・プラデシュ鉱物開発公社（Andhra Pradesh Mineral Development Corporation）へ授与した。この決定は、地元部族民はもとより、森林地でのボーキサイト採鉱は地元住民の生計を奪うことになる」と主張する複数のNGOからも、抗議が寄せられる事態を招いた。（2015年）11月16日、アンドラ・プラデシュ州政府は命令を延期したが、複数の活動家が、裁定の破棄を政府に要求した。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

法律では同性同士の性行為を犯罪としている。レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス（LGBTI）の人々は、身体的攻撃、強姦及びブラックメールの被害に遭った。一部の警察がLGBTI者に対する犯罪を働き、また被害者が事件を通報しないよう脅すため、逮捕を仄めかして脅迫した。複数の州が、NGOの助けを借りて、警察向けの教育及び感受性トレーニングを実施した。

複数のLGBTI集団が、特に農村部における社会的差別と暴力の蔓延に直面していると報告した。複数の活動家の報告によると、トランスジェンダー者は、HIV陽性であった場合、治療を受ける際に困難に直面し続けた。「インドのゲイとレズビアンの権限付与のためのミッション」（Mission for Indian Gay and Lesbian Empowerment）など、擁護者団体は、中傷や不当解雇を含め、LGBTI者に対する職場での差別を文書にまとめた。

（2015年）1月28日、或る高等裁判所が、同性同士の性行為を犯罪とする植民地事態の刑法規定を復活させる旨の2013年の最高裁判所判決を不服とする複数の請願を棄却した。最高裁判所は、合意の上での同性同士の性的活動を禁ずる法律を変更できるのは議会のみであるとの裁定を下した。メディア、活動家、著名人及び一部の政府当局者が、この裁定を強く批判した。（2015年）4月22日、最高裁判所は12月の裁定に関する上訴について聴聞を行う旨、合意した。（2015）年末時点で、上訴聴聞は保留中であった。

(2015年)1月、ゴア州のスポーツ・青年問題担当大臣、ラメシュ・タワドカー (Ramesh Tawadkar) は、LGBTI の若者を「正常にする」ための治療を施す施設を新設するという、州の計画を発表した。ゴア州主席大臣は後に、保健大臣の発言を非難した。

テランガナ州でトランスジェンダーを支援する NGO、ヒジラ・サミティ (Hijra Samiti) によると、同州では毎月平均 10 件、トランスジェンダー者に対する身体的攻撃が発生していた。

(2015年)2月、ハイデラバード警察は、トランスジェンダー者であるクンマリ・スレシュ (Kummari Suresh)、別名プラバリカ (Pravalika) を、殺害容疑で3名を逮捕したが、この事件は被害者を恐喝しようとした加害者に被害者が金銭を渡すことを断ったことから起こった。

(2015年)3月、タミル・ナドゥ州徴兵委員会 (Uniformed Services Recruitment Board) は K・プラティカ・ヤシニ (K. Prathika Yashini) の申請を棄却し、その理由は、彼女の氏名が出生時の氏名、「K・プラディープ・クマール」(K. Pradeep Kumar) と合致しなかったためであった。ヤシニは既に、性転換手術を受けた後、あらゆる政府機関に届け出た氏名を公式に変更していた。ヤシニは(2015年)5月23日に警察部隊の筆記試験を受ける許可を得るためにマドラス高等裁判所に訴えて無事に手続きを終え、そして(2015年)8月5日、実地試験に参加した。ヤシニは(2015年)11月、インド初のトランスジェンダー警察官となった。

(2015年)4月16日、タミル・ナドゥ州サレム (Salem) で或るトランスジェンダー AIDS 活動家が、知人から酸を投げつけられた。

(2015年)9月、最高裁判所は、或る若いゲイの男性の苦しみを描いた「虹 (Meghdhanushya)」というグジャラート語の映画についてグジャラート州政府が出した、娯楽税適用免除を認めることはできないという答弁を詳しく検証する旨、合意した。2014年2月にグジャラート州高等裁判所が課税免除を支持する裁定を下した後、グジャラート州政府は最高裁判所に上訴した。グジャラート州の娯楽担当長官は以前、映画監督のキラン・デブマニ (Kiran Devmani) の娯楽税適用免除を、映画のストーリー展開を許容不可であると判断し、拒否したことがあった。州側の論拠は、法律の下、同性同士の行為は刑事犯罪であるという趣旨であったが、グジャラート州は「社会の悪」を促進する、或いは国家の結束を損ねるグジャラート語の映画に課税免除を認めるわけにはいかないと述べた。

ハイデラバード市内の複数の LGBTI 活動家が、同性同士の行為の犯罪化を支持する旨の最高裁判所判決に対する抗議を含め、一般市民の意識高揚活動に満足していると表明した。報告によると、ハイデラバードの LGBTI の複数の学生が、学生間での同性愛嫌悪や、一部の大学キャンパスにおける LGBTI の権利の体系的な無視を経験した。

(2015年)1月、マドゥ・キンナー(Madhu Kinnar)はチャッティースガル州ライガー(Raigarh)での市長選挙に当選し、初のトランスジェンダー市長となった。

(2015年)6月23日、西ベンガル州政府は、西ベンガル州トランスジェンダー開発委員会(West Bengal Transgender Development Board)を発足した。トランスジェンダー・コミュニティの人々が委員の半分を占める。西ベンガル州社会福祉大臣が委員長を務め、会合を毎月開催する。

(2015年)7月1日、オリッサ州政府は、トランスジェンダー者向けの福祉プログラムの進化を担当する、障害者社会保障・権限付与庁(Department of Social Security and Empowerment of Persons with Disabilities)を創設した。(2015年)9月24日、同庁は社会保障政策や福祉措置を勧告するための、トランスジェンダー活動家の代表者も参加する州レベルの委員会を創設した。

(2015年)8月にバンガロール(Bangalore)で実施された選挙の際、1,184名のトランスジェンダー者が有権者として登録した。市民団体によると、現在、バンガロールに10,000名のトランスジェンダー者が居る。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

HIV の新規症例件数は過去 10 年間で 57% 減少した。推定 209 万名とされる HIV 感染者市民のうち、39% が女性、7% が 15 歳未満の児童である。過去 10 年間にわたる顕著な進歩をよそに、この疫病は最も脆弱な人々、即ち売春婦を含む高リスク集団、男性同士の性行為経験のある男性、トランスジェンダー者、そして薬物を注射する人々の間で根強く残っていた。

インドは性労働を犯罪とする懲罰的法律を定めている。政府は高リスク集団に焦点を当てた一方、HIV 関連業務に献身する市民社会団体は、同性同士の性行為を犯罪化する刑法規定を最高裁判所が覆し損ねた際、懸念を表明した。加えて、いくつかの州における抗レトロウイルス薬の備蓄供給停止が、治療中断に繋がった。

国家 AIDA 管理プログラムでは、高リスク集団向けの HIV 予防、乗用車及び治療介入、並びに HIV と共に生きる人々の権利を優先した。このプログラムでは汚名や差別に対し、医療従事者の訓練、政府全体での HIV 対応の主流化、そして HIV/AIDS と共に生きる人々及び高リスク集団に自分達の権利と利用可能なサービスに関する情報を提供することと、彼らを HIV 関連プログラムの立案、監視及び評価に参加してもらうことを目的とする、保健分野、職場及びコミュニティ環境におけるキャンペーンの促進によって対処した。

警察は、人権侵害や HIV に対して脆弱なコミュニティの保護に果たす役割を強化するための、様々なプログラムに参加した。同様に、AIDS 対応と統合された社会的保護イニシアティブは、リスクの低減、そして HIV 治療の受診と遵守を含む衛生追求行動の改善を示した。

(2015 年) 3 月 3 日、マディヤ・プラデシュ州ムルタイ (Multai) で、39 歳の或るエンジニアが、マディヤ・プラデシュ州ムルタイで HIV 陽性の妻と幼い娘 2 人 (9 歳と 2 歳) を乗用車に閉じ込め、生きたまま焼いたことを認めた。報告によるとこの男性と妻は、自分達と 2 人の子どもが HIV 陽性と判明した後、心中を約束していた。このエンジニアは事件現場を立ち去った後、地元であるマハラシュトラ州アムラバティ (Amravati) の警察に出頭した。

他の社会的暴力又は差別

宗教に基づく、また宗教上連帯する集団による社会的暴力が、依然として懸念された。「民主的権利のための人民連合」は、2014 年 12 月に始まった、ソーシャル・メディア・メッセージを巡るイスラム教徒コミュニティとヒンドゥー教徒コミュニティとの間の敵対を報告した。

(2015 年) 1 月 14 日、グジャラート州ブハルチ (Bharuch) 県内のアムベタ (Ambeta) 村とハンソト (Hansot) 村での祭りの最中にコミュニティ間の衝突が起こった後、暴動を起こした群衆が 3 名を殺害した。

(2015 年) 2 月 20 日、マハラシュトラ州コルハプル (Kolhapur) で、オートバイ 1 台に乗った正体不明の複数の襲撃者が、反偶像崇拜活動家のゴビンド・パンサレ (Govind Pansare) を射殺した。(2015 年) 9 月 16 日、マハラシュトラ州警察はパンサレ殺害との関連で、ヒンドゥー教民族主義者集団、サナタン・サンスタ (Sanatan Sanstha) のメンバー 1 名を逮捕した。

内務省の推定によると、(2015 年) 1 月から 10 月にかけて、コミュニティ間暴力事件が 561 件発生し、90 名が死亡、1,688 名が負傷した。複数の市民社会代表者の推定によると、(2015 年) 1 月から 8 月にかけて 139 件のコミュニティ間暴力事件がカルナタカ州マンガロール (Mangalore) で発生した。(2015 年) 8 月 25 日、マンガロールで、ヒンドゥー教徒の女性同僚と話していたとされるイスラム教徒の男性 1 名が、群衆から襲撃された。申し立てによるとこの集団は男性を車両から引きずり出して殴打し、その間、事件の模様をソーシャル・メディアに投稿していた。警察は実行犯とされる 15 名を逮捕した。

(2015 年) 11 月 10 日、或る 18 世紀のイスラム教指導者の誕生日を祝っていたイスラム教徒の群衆が、ヒンドゥー教徒の農業者 1 名を殺害した。

市民社会活動家は引き続き、イスラム教徒が大多数を占める 1,200 名余りが死亡する事態に至った、2002 年のグジャラート州でのコミュニティ間暴力の張本人にグジャラート州政府が説明責任を負わせることができなかったことについて、懸念を表明した。(2015 年) 9 月 16 日、グジャラート州高等裁判所の裁判長代理が、マヤ・コドナニ (Maya Kodnani)、バブ・バジランギ (Babu Bajrangi) 及びその他、2002 年のグジャラート州での暴動での役割について当局から懲役を言い渡されていた人々からの上訴の聴聞を行うため、新たな法廷を招集した。これは係る請願の聴聞を行うための第 5 の法廷であった。

第 7 節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

法律では組合を結成し加入する権利と団体交渉権を規定しているが、雇用主が組合を認定する、或いは団体交渉に参加することが法律で義務付けられているわけではない。シッキム (Sikkim) 州では、州政府からの事前許可が、労働組合登録の前提条件であった。法律では連邦政府及び州政府の職員の組織結成権を制限している。

法律ではストライキを行う権利を規定しているが、一部の労働者について、この権利に制限を課している。例えば、輸出加工区 (EPZ) では、EPZ が「公益事業」に指定されているため、45 日前までの通知が要求される。法律では、政府が国営企業でのストライキを禁止することを認め、また指定された「必須産業」においては仲裁を要求している。必須産業の定義は州によって異なる。法律では反組合的差別や、合法的ストライキへの参加を理由とする報復を禁じ、また組合活動を理由に解雇された従業員の復帰を規定している。

法律の執行状況は州によって、また部門によっても異なっていた。執行は概して、比較的大規模な、組織化された部門の産業ほど良好であった。当局は概して、産業部門における正当な労働組合活動に対して威嚇又は抑圧を行った人物を、訴追及び処罰した。民事司法手続が違反に対処していたが、何故なら労働組合法 (Trade Union Act) ではそうした違反に対する罰則を具体的に定めていないからである。専門の労働法廷が労働争議を裁定するが、長期間に及ぶ遅延が発生し、未解決事件が溜まっていた。

雇用主は概して、公式産業部門では結社の自由と、組織化及び団体交渉の権利を尊重したが、非公式経済では大体においてそうではなかった。ほとんどの組合員が公式部門で働き、労働組合は少数の農業従事者や非公式部門労働者を代表した。推定によると、組合加入労働者の 80% が、5 大労働組合連盟のうち 1 つに所属していた。組合は政府から独立していたが、5 大連盟のうち 4 つは主要政党と連携していた。労働雇用省 (Ministry of Labor and Employment)

によると、2014年にストライキやロックアウトが121回行われた。州及び地元の当局は時々、権限を行使してストライキを違法と宣言し、裁定を強制した。女性自営業者協会（Self Employed Women's Association）など、加盟を基本とする団体は、非公式部門労働者を上手く組織化し、労働者の仕事又は生産物に対する対価の向上に貢献した。

（2015年）1月3日、警察はヒュンダイ・モーター・インディア社（Hyundai Motor India Limited）の納入業者であるNVH インディア・オート（NVH India Auto）の従業員90名を、タミル・ナドゥ州で1日間、拘留した。これらの従業員は雇用主に対して抗議し、組合の認定を要求していたと同時に、賃上げを求めて行った以前のストライキ後に同社から解雇されていた労働者17名の復帰を要求していた。

（2015年）9月2日、全国で100万名を超える公式部門産業労働者が、連邦政府が提案した労働改革案、即ち、雇用主にとって労働者を解雇しやすくなり、また工場検査に関する規範を緩和すると想定された、潜在的に労働関連法の遵守を損ねる可能性のある改革案に抗議すべく、1日間のストライキに応じた。

（2015）年中、反組合的差別の事例、或いは労働組合活動を理由とする従業員に対する報復又は制裁の事例に関する、公式報告はなかった。複数の労働者団体の報告によると、一部の雇用主が相変わらず、既に創設された組合の認定を拒否しており、また独立的な組合の創設を阻止すべく、「労働者委員会」や雇用主が支配する組合を創設していた。EPZは、労働者を一時的契約に基づいて雇用することが多かった。加えて、EPZへの立ち入りが従業員限定とされた結果、組合のまとめ役の出入りが制限された。

b 強制労働の禁止

法律ではあらゆる形態の強制労働を禁じているが、この問題は、児童の奴隷労働（第7節c項参照）を含め、依然として蔓延していた。

奴隷労働者数の推定は大幅な開きがあったが、中には数千万人と推定したNGOもあった。奴隷労働はほとんどが農業で発生した。農業以外の部門で奴隷労働発生率が高かったのは、採石場、レンガ工場、精米所、建設業、刺繍工場、そして紙巻きタバコ生産であった。

執行及び被害者への補償は州政府と地元自治体の責任であるが、実効性に差があった。政府は概して、奴隷労働制度（廃止）法（Bonded Labor System (Abolition) Act）など、奴隷労働又は労働者人身売買に関連する法律を効果的に執行しなかった。監察官が違反の訴追を付託しても、裁判所に溜まった未処理事件、不十分な訴追体制、そして優先順位付けの欠如の結果、

無罪放免となることもあった。訴追は希であった。国家犯罪記録局によると、警察がこの法律の下で 2014 年に登録した事件は全国で 70 件であった。

労働雇用省は引き続き、奴隷労働に駆り出されやすい労働者を絞り込むため、タミル・ナドゥ州、アンドラ・プラデシュ州及びオリッサ州での「集結プログラム」を通じた対策を含め、国際労働機関と協力して奴隷労働対策に取り組んだ。

労働雇用省の報告によると、連邦政府が資金を拠出し、州が運営する中央政府後援制度（Centrally Sponsored Scheme）により、2014 年 4 月から（2015 年）3 月 31 日までの期間中、853 名の奴隷労働者を解放することができた。一部の NGO が、奴隷労働者を雇用主が束縛していたことを証明し、法律の下で補償を受ける資格を得るために必要な、救出された奴隷労働者の解放証明書の取得の遅れを報告した。更生資金の分配は複数の州にまたがって不均一であった。

（2015 年）9 月 1 日、NHRC はオリッサ州政府を、或る活動家が訴状を提出した後に奴隷労働者へ即座に更生支援を提供することを怠ったとして非難した。NHRC の指摘によると、バラングル（Balangir）県とヌアパダ（Nuapada）県は救出された労働者の更生状況に関する情報を全く提出しなかった。NHRC は以前、バラングル県、ヌアパダ県、サムバルプル（Sambalpur）県及びバルガー（Bargarh）県の出納役に対し、更生支援金の支払に関するコンプライアンス報告書を提出するよう命じていた。NHRC は、受給資格のある奴隷労働者 494 名のうち、実際に支援を受けたのはわずか 167 名であったと指摘し、また地元村議会による支払のための資金拠出の遅れを疑問視した。NHRC はその後、バラングル県とヌアパダ県の行政部門に対し、完全な情報の NHRC への提供不履行について警告した。

（2015 年）1 月、NHRC はビハール州マドゥバニ（Madhubani）において、労働者 101 名を、カミヤ（Kamiya）という農業部門での伝統的な奴隷労働慣行から解放する状況を確認した。政府は救出された奴隷労働者に更生パッケージを提供し、警察は雇用主を刑事告訴した。

（2015 年）5 月、バンガロール警察は或る香料工場から 107 名の奴隷労働者を救出した。これらの労働者の出身地は西ベンガル州（43 名）、アッサム州（40 名）、ジャールカンド州（22 名）及びネパール（2 名）であった。救出者のうち 5 名が児童であった。報告によるとこの工場は労働者に「刑務所のような」状況での長時間労働を強制した上、適切な賃金を支払わなかった。警察は工場所有者を奴隷労働、児童労働及び違法監禁の罪で起訴した。

SC と ST のメンバーは、国内の多数の区域で伝統的な隷属の取り決めの下で生活し、働いていた。アルナカル・プラデシュ州では、中央政府が 1964 年にスルング（Sulung）族の隷属を

廃止したものの、この社会集団は依然として貧しく、強制的な搾取に対して脆弱であった。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法律では 14 歳未満の児童の雇用を禁じ、また 18 の危険有害職業と 65 の危険有害工程、例えば殺虫剤の取り扱い、絨毯織り、砕石、鉱山労働など、そして家事労働を特定している。しかし、法律では家族経営企業においては、これらの職業及び工程に、年齢を問わず児童を雇うことを認めている。同法は家族経営の農場又は家族経営の事業には適用されず、これらはいずれも経済に占める割合が大きい部門である。法律で明示的に取り上げられていない職業の場合、14 歳未満の児童を雇うことができる。

州政府は労働関連法を執行し、労働監察官を採用していた一方、労働雇用省が監督及び調整を務めた。それでもなお、違反は日常茶飯事であった。法律では危険有害産業で雇用された児童 1 名につき 20,000 ルピー (300 ドル) の罰金を定めている。この罰金は違反を抑止するには不十分なことが多く、また当局による執行は散発的であった。罰金はかつて雇われていた児童のための福祉基金に預託される。

労働雇用省は、演劇やコミュニティ活動など様々な奉仕活動イベントへの資金提供により、児童労働に関する意識高揚に向けた取り組みを諸州と調整した。(2015 年) 1 月、ハイデラバードの地元当局は 4~12 歳の児童 200 名余りを、アマン・ナガル (Aman Nagar) 近郊の複数の装飾品製造工場から救出した。

(2015 年) 4 月 29 日、デリー政府はジャスティス・ベンチャーズ・インターナショナル (Justice Ventures International) と共同で、東デリー近郊のシャダラ (Shahdara) に在るビンディ (額に付ける伝統的な装飾品) 製造施設から児童 14 名を救出した。

(2015 年) 9 月 9 日、バクパン・バカオ・アンドラン (Bachpan Bachao Andolan) という NGO と地元自治体当局者が、東デリー市内の或る容器入り飲料水供給業者から 11~13 歳の児童労働者 13 名を救出した。

児童労働は依然として蔓延していた。UNICEF の推定によると、5~18 歳の児童労働者が 2,900 万人居た。一部の NGO は、その数はもっと大幅に多いと推定した。児童労働の大多数

は農業と非公式経済、特に採石場、タバコ紙巻き作業、そして非公式の食品サービス事業所で発生した。商業目的での児童の性的搾取も発生した（第6節「こども」参照）。

児童の強制労働も、奴隷労働を含め、依然として深刻な問題であった。雇用主は児童を、家事手伝いや物乞いなどの強制労働又は契約労働のほか、採石場、レンガ工場、精米所、絹糸生産、及び織物刺繍に就かせた。

以下の URL で公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (Findings on the Worst Forms of Child Labor)」も参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用及び職業に関する差別

法律及び規制では雇用及び職業に関する差別、人種、性別、ジェンダー、障害、言語、性的指向及び／又は性同一性又は社会的地位に関する差別を禁じている。法律では HIV/AIDS 又はほかの伝染病の罹患者に対する差別、肌の色、宗教、政見、出身国又は国籍に基づく差別は禁じていない。政府はこれらの法律や規制を、公式部門の範囲内では効果的に執行した。しかし、法律及び規制は、推定で労働力の 90% を占める非公式部門の労働者の保護を規定していない。

非公式部門ではダリット、先住民族及び障害者に対する差別が発生した。法的保護は誰であれ同じであるが、賃金に関するジェンダー差別が蔓延していた。外国人移民労働者は総じて不法滞在で、また典型的に、インド国民である労働者なら利用可能な労働関連法による保護を享受しなかった。

e 受入れ可能な労働条件

連邦法では安全衛生基準を定めている一方、州政府の法律では最低賃金、労働時間数及び自然衛生基準を定めている。日額最低賃金（現地での生活費手当を含む）はビハール州での 160 ルピー（2.40 ドル）から、デリーでの 423 ルピー（6.35 ドル）の範囲で開きがあった。公式推定による貧困所得レベルは、日額 27 ルピー（0.43 ドル）未満であった。州政府は農業従事者については別途、最低賃金を定めている。

賃金、労働時間及び労働安全衛生に関する法律は、大規模な非公式部門には適用されない。

法律では労働時間を 1 日 8 時間、週 48 時間を最大労働時間として義務付けているほか、トイ

レ、カフェテリア、医療設備及び換気設備の提供を含む安全労働条件も義務付けている。法律では4時間勤務毎に最低30分間の休憩時間と、割増残業手当を義務付けているが、有給休暇は義務付けていない。法律では強制残業を禁じているが、1人の労働者が勤務可能な残業時間数の制限はない。政府が定める労働安全衛生基準は概して最新で、国内の主な産業が対象としている。

州政府が最低賃金、労働時間数及び安全衛生基準の執行を担当した。監察官の数は概して、労働法を執行するに当たり、不十分であった。州政府は農業従事者の最低賃金法を効果的に執行しないことが多かった。安全衛生基準の執行は不十分で、特に非公式部門はもとより、一部の公式部門産業でも不十分であった。労働安全衛生基準に違反した場合の罰則は、100,000ルピー（1,600ドル）の罰金から2年以下の懲役の範囲であるが、違反を抑止するには不十分であった。

賃金、残業、及び労働安全衛生基準に対する違反は、推定で全体の90%を占める労働力を雇う非公式部門（工場法の対象範囲に該当しない産業及び／又は事業所）において日常茶飯事であった。小規模の低技術工場は頻繁に、労働者を危険有害な労働条件に曝した。不法滞在の外国人労働者は、基本的な労働安全衛生上の保護を受けなかった。多くの場合、労働者は、健康又は安全を脅かす状況から、自分の雇用を危うくすることなく脱することができなかった。

（2015年）8月18日、カルナタカ州バンガロールでマンホールの清掃中であった2名の労働者が、窒息死した。

アジア人権委員会によると、2013年の手作業清掃員雇用禁止・労働者更生法（Prohibition of Employment as Manual Scavengers and their Rehabilitation Act）の執行を最高裁判所が命じ、下水道の手作業清掃を禁じたが、当局は滅多に同法を実施せず、手作業清掃は根強く続いていた。同委員会は、全国で毎年少なくとも700名がマンホールで死亡しているという、或るダリット権利活動家の主張を引き合いに出した。

産業事故が頻発した。（2015年）5月4日、マハラシュトラ州サングリ（Sangli）の或る花火工場で爆発が起こり、労働者9名が死亡したほか、4名が負傷した。警察は工場所有者を起訴した。